

初等中等教育を巡る動向と 学校施設を取り巻く状況

1. 初等中等教育を巡る動向

- 新型コロナウイルス感染症の影響
- ICTの活用や新型コロナウイルス感染症に対応した学びの在り方関係
- 誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現
- 少人数学級関連の動向
- 新学習指導要領関連の資料

2. 学校施設を取り巻く状況

- 学校施設の現状・課題
- 補助制度の変遷

(安全・安心な施設環境整備関連)

- 学校施設の耐震化の状況（天井等落下防止対策を含む）
- 学校施設の老朽化の状況
- 学校施設の防災機能の保有状況
- 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況

(衛生環境整備関連)

- 学校施設の空調設備の設置状況
- 学校施設のトイレの状況調査
- 学校の給食調理場の状況調査

(個別最適な学び関連)

- 学校施設のバリアフリー化の状況
- 一人一台端末環境等の状況（ネットワーク、大型提示装置など）※教育部分で掲載
- 教室面積の状況
- 教室用機の状況

(個別最適な学び関連)

- 学校施設のバリアフリー化の状況
- 一人一台端末環境等の状況（ネットワーク、大型提示装置など）※教育部分で掲載
- 教室面積の状況
- 教室用機の状況

(多様な学習活動等への対応関連)

- オープンスペースの整備状況
- 具体的な整備事例

(複合化・共用化等関連)

- 学校施設の複合化の実施状況
- 学校施設の共用化・集約化に関する実施状況
- PPP/PFI関連資料

(環境への配慮ほか)

- エコスクールの整備状況
- カーボンニュートラルに関する政府の動向等

(予算関連)

- R3 予算案ポンチ絵
- これまでの予算の推移

(その他各種提言など)

- 学校施設整備指針関連資料
- 学校施設整備事例（既存事例集から）

1. 初等中等教育を巡る動向

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に係る 主な対応の経緯

- 2月28日 文部科学省より、3月2日（月）から春季休業の開始日までの間臨時休業を要請。
- 3月24日 小中高等学校等に対し、学校再開や臨時休業を行う場合のガイドラインを通知。
- 4月 7日 7都府県を対象に緊急事態宣言。
- 4月10日 小中高等学校等に対し、臨時休業時の児童生徒の学習指導や家庭学習の取扱いについて通知。
- 4月16日 緊急事態宣言の対象を全国に拡大。
- 5月 1日 小中高等学校等に対し、最終学年（小6・中3・高3）や小学校第1学年の優先的な分散登校の実施等について通知。
- 5月 4日 緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長。
- 6月 5日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージを発表。

あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障

感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実

最終学年（小6・中3・高3）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す

他の学年は、2～3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障

◆授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導

個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。

※ 教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に関する参考資料を「子供の学び応援サイト」に掲載

◆最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に

◆人的・物的体制の緊急整備（令和2年度第2次補正予算に計上）

教員加配（3,100人）、学習指導員（61,200人）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人）の追加配置。

※ 退職教員や大学生等に協力いただくための学校・子供応援サポーター人材バンク開設

感染症対策や学習保障のために迅速かつ柔軟に活用できる経費を1校あたり100～500万円支援。

※ 感染状況や学校規模等に応じて配分

◆ICT活用によるオンライン学習の確立

端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。

秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。

※ 全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供

※ 今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

「子供の学び応援サイト」を通じた動画・教材の提供
(リンク数400以上、延閲覧回数500万PV以上)



NHKの取組なども掲載



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況 (令和2年6月23日時点)

臨時休業期間中の学習指導等について

学校が課した家庭における学習の内容	回答数	割合
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	1,794	100%
テレビ放送を活用した家庭学習	688	38%
教育委員会等が独自に作成した学習動画を活用した家庭学習	467	26%
上記以外のデジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習	721	40%
同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習	270	15%
家庭でも安全に行うことができる運動	1,180	66%
その他	49	3%

※ 複数回答あり。

※ 表内の割合は、臨時休業を実施したと回答した設置者のうち、各選択肢に該当する設置者の割合で、小数第一位を四捨五入。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
 - 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
 - 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
 - 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
 - 統合型校務支援システム **100%整備**
 - ICT支援員 **4校に1人配置**
 - 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円（生徒642人程度）

特別支援学校費 **573** 万円（35学級）

市町村

小学校費 **622** 万円（18学級）

中学校費 **595** 万円（15学級）

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

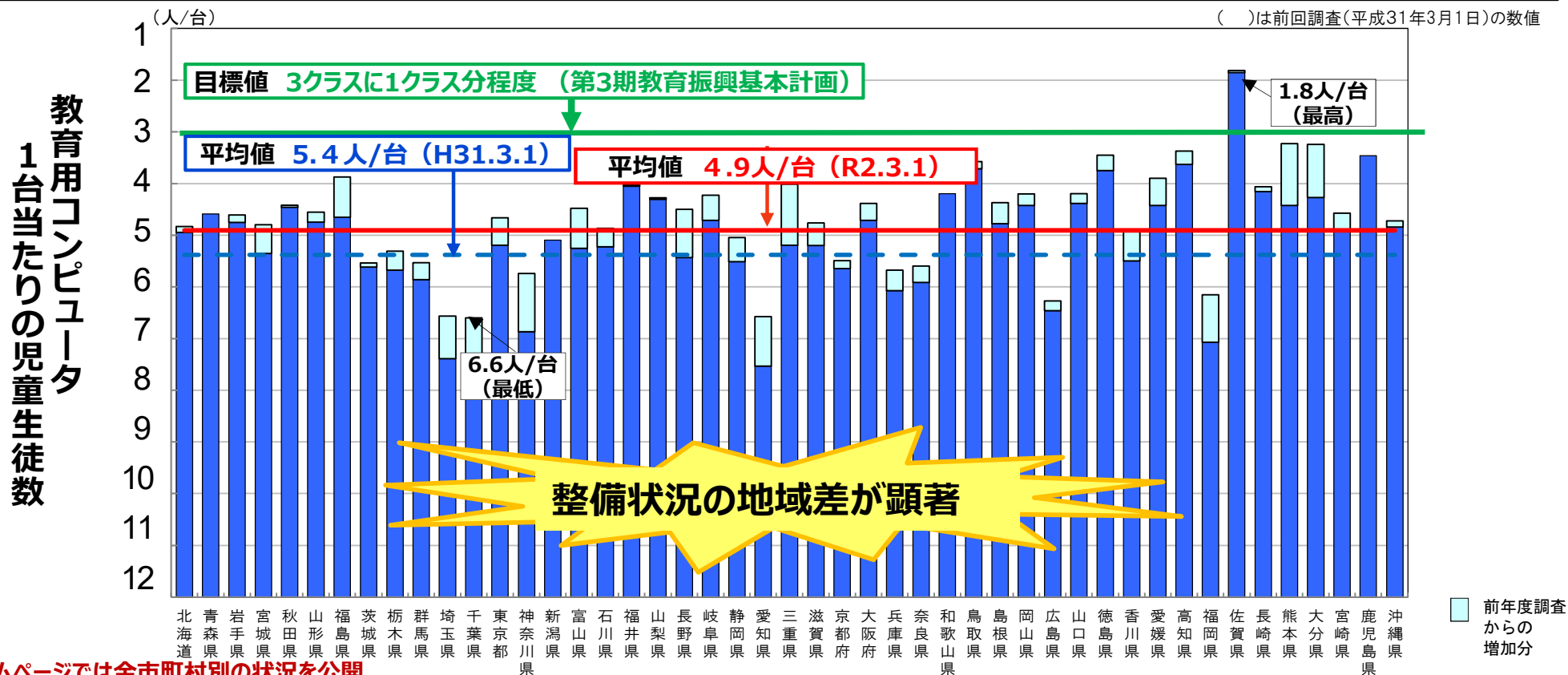
学校のICT環境整備の現状（令和2年3月）

学校のICT環境整備の現状（令和2（2020）年3月）

2018～2022年度の目標

R2年3月1日現在

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<u>4.9人/台</u>	(5.4人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	<u>48.9%</u>	(41.0%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	<u>91.4%</u>	(89.9%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	<u>96.6%</u>	(93.9%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	<u>79.2%</u>	(70.3%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	<u>60.0%</u>	(52.2%)	(目標：100%（1学級当たり1台））



ホームページでは全市町村別の状況を公開

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420641_00001.htm (出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(確定値) (令和2年3月現在))

G I G Aスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

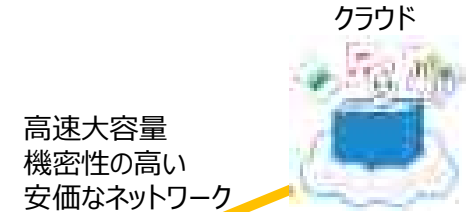
令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度1次補正予算額 2,292億円
令和2年度3次補正予算額(案) 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ~遠隔・オンライン教育の実施~
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ~個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有~
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ~文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現~
- ✓ 校務の効率化 ~学校における事務を迅速かつ便利、効率的に~
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ~教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)~



児童生徒の端末整備支援 3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円
- ◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の高・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度3次 161億円
私立：原則1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額 私立：1/2
令和2年度1次 11億円
令和2年度3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備 1,367億円

- 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
加えて電源キャビネット整備の支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額
令和元年度 1,296億円
令和2年度1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援
対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3
学校施設環境改善交付金の内数

G I G Aスクールサポーターの配置促進 105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

- 家庭学習のための通信機器整備支援
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)
令和2年度1次 147億円
令和2年度3次 21億円
- 学校からの遠隔学習機能の強化
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)
令和2年度1次 6億円

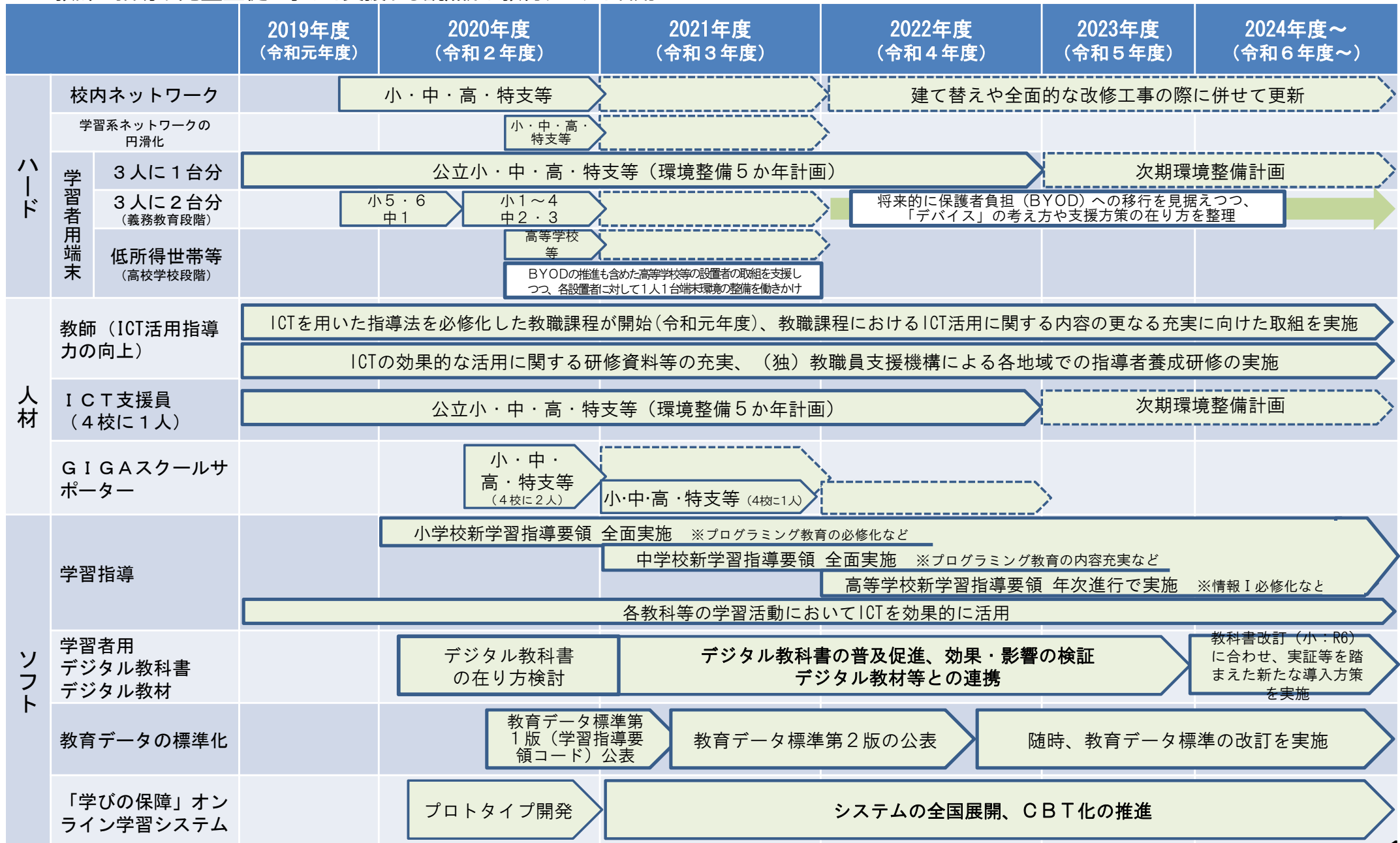
- オンライン学習システム(CBTシステム)の導入
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等
令和2年度1次 1億円
令和2年度3次 22億円

「GIGAスクール構想」の実現ロードマップ（イメージ）

全ての授業で「1人1台端末」で
デジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツをフルに活用
教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点から教育データを活用



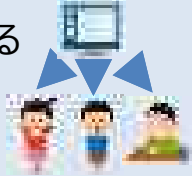


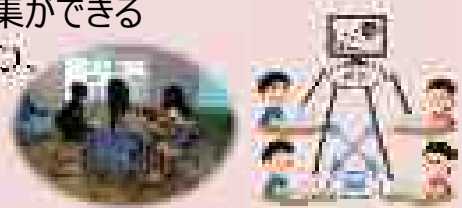


多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと協働的な学びの実現



「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ



	「1人1台端末」ではない環境		「1人1台端末」の環境
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる 	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; transform: rotate(90deg); font-weight: bold;">学びの 深化</div>	<ul style="list-style-type: none"> 教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる → 子供たち一人一人の反応を踏まえたきめ細かな指導等、双方向型の授業展開が可能に 
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難） 	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; transform: rotate(90deg); font-weight: bold;">学びの 転換</div>	<ul style="list-style-type: none"> 各人が同時に別々の内容を学習できる 各人の学習履歴が自動的に記録される → 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別学習や個に応じた指導が可能に 
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に） 		<ul style="list-style-type: none"> 一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる → 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる 

ICTを活用した「令和の日本型学校教育」の実現（イメージ）

発達段階に応じて、ICTを活用しつつ、教師が**対面指導**と家庭や地域社会と連携した**遠隔・オンライン教育**とを**使いこなす（ハイブリッド化）**ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

中山間地域の学校における
遠隔授業の活用

不登校児童生徒に対する
学習指導

海外の学校との交流学习や
大学と連携した指導

対面指導と遠隔・オンライン教育の
ハイブリッド化

病気療養児に対する
学習指導

学習履歴等を活用した
きめ細かい指導の充実や学習の改善

学習者用デジタル教科書の
普及促進

高等学校における
遠隔授業の活用

臨時休業時における
オンラインを含む家庭学習

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びを実現

A 多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

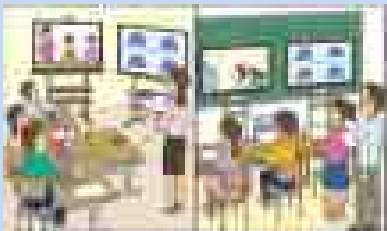
A1 遠隔交流学習

離れた学校の児童生徒同士が交流し、互いの特徴や共通点、相違点などを知り合う。



A2 遠隔合同授業

他校の教室とつないで、継続的に合同で授業を行うことで、多様な意見にふれたり、コミュニケーション力を培ったりする機会を創出する。



B 教科等の学びを深める遠隔教育

B1 ALTとつないだ遠隔学習

他校等にいるALTとつないで、児童生徒がネイティブな発音にふれたり、外国語で会話したりする機会を増やす。



B2 専門家とつないだ遠隔学習

博物館や大学、企業等の外部人材とつなぎ、専門的な知識にふれ、学習活動の幅を広げる。



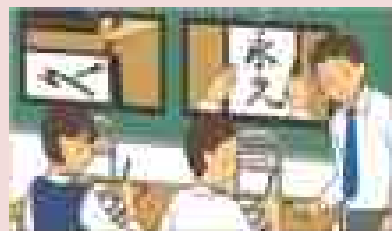
B3 免許外教科担任を支援する遠隔授業

免許外教科担任が指導する学級と、当該強化の免許状を有する教員やその学級をつなぎ、より専門的な指導を行う。



B4 教科・科目を充実するための遠隔授業

高等学校段階において、学外にいる教員とつなぐことで、校内に該当免許を有する教員がいなくても、多様な教科・科目を履修できるようにする。



C 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

C1 日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育

外国にルーツをもつ児童生徒等と日本語指導教室等をつなぎ、日本語指導の時間をより多く確保する。



C2 児童生徒の個々の理解状況に応じて支援する遠隔教育

個々の児童生徒と学習支援員等を個別につなぎ、児童生徒の理解状況に応じて、学習のサポートを行う。



C3 不登校の児童生徒を支援する遠隔教育

自宅や適応指導教室等と教室をつないで、不登校の児童生徒が学習に参加する機会を増やす。



C4 病弱の児童生徒を支援する遠隔教育

病室や院内分教室等と教室をつないで、合同で授業を行うことで、孤独感や不安を軽減する。



■ 自宅でのオンライン学習を進めるための ネットワーク環境整備

(熊本県高森町教育委員会/大阪府箕面市教育委員会)



児童生徒がいる全ての家庭を対象に、家庭のネットワーク環境調査を実施し、インターネット環境のない家庭に対してルーター等を貸与。全ての児童生徒が遠隔授業や動画配信を閲覧できるように支援。

■ パソコン教室の端末を再利用した 家庭学習支援

(千葉県南房総市教育委員会)

定期入れ替えに伴い廃棄予定であった市内学校のパソコン教室の端末を再セットアップし、端末が無い家庭に対して貸与。全ての子供たちにパソコンを活用した家庭学習が行えるように支援。

■ 家庭の端末・ネットワーク・学校の持ち帰り端末 **すべてをフル活用した取組**

(奈良県奈良市教育委員会/福島県新地町教育委員会)

自宅のパソコンやタブレット端末を活用して、オンラインによる児童生徒の状況確認の実施。端末やネットワークの用意ができない家庭に対して、ポケットWi-Fiやタブレット端末を貸与。



■ メール機能を活用した 児童生徒・家庭への情報発信 (佐賀県教育委員会/大阪府箕面市教育委員会)

- 臨時休業期間中の日々の健康観察など、家庭との連絡や課題送付などを確実に行うために、県立高校の生徒一人一人に貸与している端末のメール機能の制限を解除し活用。(佐賀県教育委員会)
- 各家庭で登録しているメールアドレスに、休校中における学習支援に関する情報(文科省学習支援リンク等)や過ごし方等を発信。(大阪府箕面市教育委員会)



■ 預かり登校日に学校のパソコンを 活用した学習支援 (千葉県南房総市教育委員会)

預かり登校日に学校のパソコンを活用して学習支援に取り組む。教室内の3密を防ぐために、児童を複数のグループに分けて学習支援を実施。



■ 学校と生徒をつなぐ取組

(大阪府大阪市立水都国際中学校・高等学校)

学校と生徒の関係を継続させるために、オンライン上で生徒との二者面談を実施。またオンラインによる指導を通して、気になる生徒の状況を把握し、週に一度職員全体で情報共有。生徒の心のケアやサポートに努める。



■ オンラインによる校外学習の実施

(千葉県柏市立手賀東小学校)

3年社会科の学習「身近な地域の様子や見学」をオンラインにより実施。地域の農家の方へのインタビューや施設の様子を伝えるなど、ICTを効果的に活用しながら地域の様子を伝える。



■ 家庭・学校の端末を活用した取組

(長野県喬木村教育委員会/
岡山県備前市教育委員会)

- オフライン環境下においてもタブレット端末を使用できるように、児童生徒配付前にタブレット端末にデータをダウンロードし、学習教材等を配付。(長野県喬木村教育委員会・岡山県備前市教育委員会)



- 家庭の端末を利用して、児童生徒の毎日の健康状態を調査。保護者や児童生徒からの質問欄を設け、保護者からの意見や子供たちが抱える悩み等を収集し対応。(長野県喬木村教育委員会)

■ 学校再開後を円滑に進めるための取組

(東京都文京区教育委員会/
東京都小金井市立前原小学校)

- 教育委員会が契約しているクラウド上に、学習や学校生活に関連する内容を配信し、オンラインによる双方向型学習支援を実施。校長や担任からのメッセージ、学習支援など、学校再開後、子供たちがスムーズに学校生活を送れるように配慮。

(東京都文京区教育委員会)

- 休校中、テレビ会議システムを利用した朝の会を開き、担任と児童、児童同士が顔を合わせ、自分の学びや体験を交流し合う活動を実施。

(東京都小金井市前原小学校)

■ 子供たちの学びの保障を一層推進するための取組

(東京都渋谷区教育委員会)

- 動画配信事業者等と協働し、「渋谷オンライン・スタディ」の特設サイトを作成し、学習動画を配信。
- 学校HPや協働学習ツールを活用した課題の配信、提出等のやりとりを実施。またビデオ会議システムを活用し、双方向オンラインの学習活動・HRも実施。



【渋谷区の取組】

■ オンライン指導を より効果的に進めるための取組 (福島県新地町教育委員会)

全児童に学校にある端末を貸し出し、テレビ会議システムや学習教材コンテンツ等を効果的に活用しながらオンラインによる指導を実施。



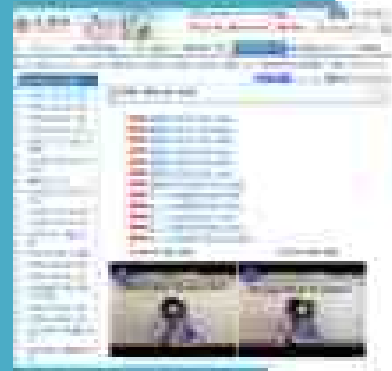
■ 分散当校中も 学びを止めない取組 (愛媛県立松山工業高等学校)

生徒の学びを止めないを目標に、分散登校により登校しない学年を対象に遠隔授業を実施。テレビ会議システムや協働学習支援ツールを活用して、実技を伴う工業系の授業にも取り組む。



■ 動画教材・学習教材を 活用した家庭学習支援 (北海道札幌市教育委員会)

学習課題サポートのため
の授業動画を配信すると
ともに、週ごとに家庭で活用
できる学習教材を市教育
委員会ホームページで配
信。「保護者によるかわり
方のポイント」を掲載し、家
庭学習を支援。



■ 学習教材コンテンツの活用 (宮城県教育委員会)

文部科学省ホームページ等を参考にWeb上
の学習に役立つ動画やテキストなど、無償で利
用できるデジタルコンテンツを、小学校1年生か
ら中学校3年生まで、教科書の年間指導計画
に合わせて「みやぎわくわくスタディ・なび」として編
集、公表。「みやぎわくわくスタディ・なび」を活用
した時間割例を参考として掲載。

■ 教職員向けネットワーク開放による 学習動画の配信+テレビ局との連携 (神奈川県横浜市教育委員会)

- 教職員対象のe-learning用システムを児童生徒
(小学校1年生から高等学校3年生まで) 向けに
開放。教科書に基づき、4～5月に予定されてい
る知識・技能の習得を中心とした内容の学習動画
を配信。
- また、既に配信している動画をインターネット環
境の有無にかかわらず全ての家庭で視聴できる
ように、地域のテレビ局の協力を得て一部の動
画を放送。



■テレワーク推進のための取組

(国立大学法人上越教育大学附属中学校(新潟県)/大阪府大阪市立水都国際中学校・高等学校)

- テレビ会議システムを利用して、職員間の朝礼、終礼等を開催。テレワークにより、職員間による情報交換や連絡の場が減少する中、テレビ会議システムを利用して職員の交流の場を確保。

(国立大学法人上越教育大学附属中学校 (新潟県))

- 教職員専用のウェブサイトを開設し、オンラインによる指導を進める上で必要となる情報を共有。

(大阪府大阪市立水都国際中学校・高等学校)



■情報漏洩を未然に防ぐための環境整備

(愛媛県西条市教育委員会)

教員の私物端末から、テレワーク実施のためのソフトウェアを使用し、仮想デスクトップにより教員のテレワークを支援。ログイン時は、教員が事前に登録したメールアドレスにパスワードが発行され、そのパスワードを入力しなければログインができない環境設定。教員が安心して教材作成等を自宅で実施できるように支援。

学校・学校外でのデジタル機器の利用状況

OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査 (PISA2018) より

◆日本は学校の授業（国語、数学、理科）におけるデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中最下位。

「利用しない」と答えた生徒の割合は約80%に及び、OECD加盟国中で最も多い。

◆日本は、他のOECD加盟国と同様、学校外で多様な用途にデジタル機器を利用している。

○他国と比較して、ネット上でのチャットやゲーム(1人用ゲーム・多人数オンラインゲーム)を利用する頻度の高い生徒の割合が高く、かつその増加の程度が著しい。

・「毎日」「ほぼ毎日」利用すると回答した生徒の割合の増加の程度(2012年調査との比較)

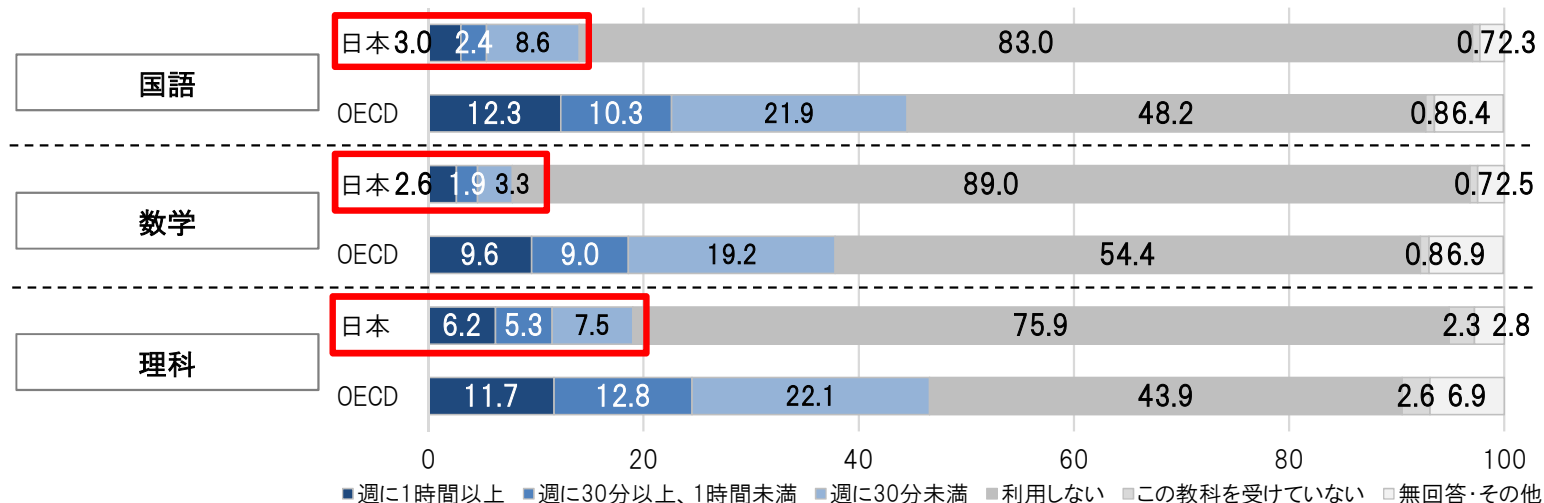
・「ネット上でチャットをする」: 日本60.5ポイント増、OECD平均15.4ポイント増

・「1人用ゲームで遊ぶ」: 日本21.3ポイント増、OECD平均7.1ポイント増

・「多人数オンラインゲームで遊ぶ」: 日本19.4ポイント増、OECD平均7.9ポイント増

○コンピュータを使って宿題をする頻度がOECD加盟国中最下位。

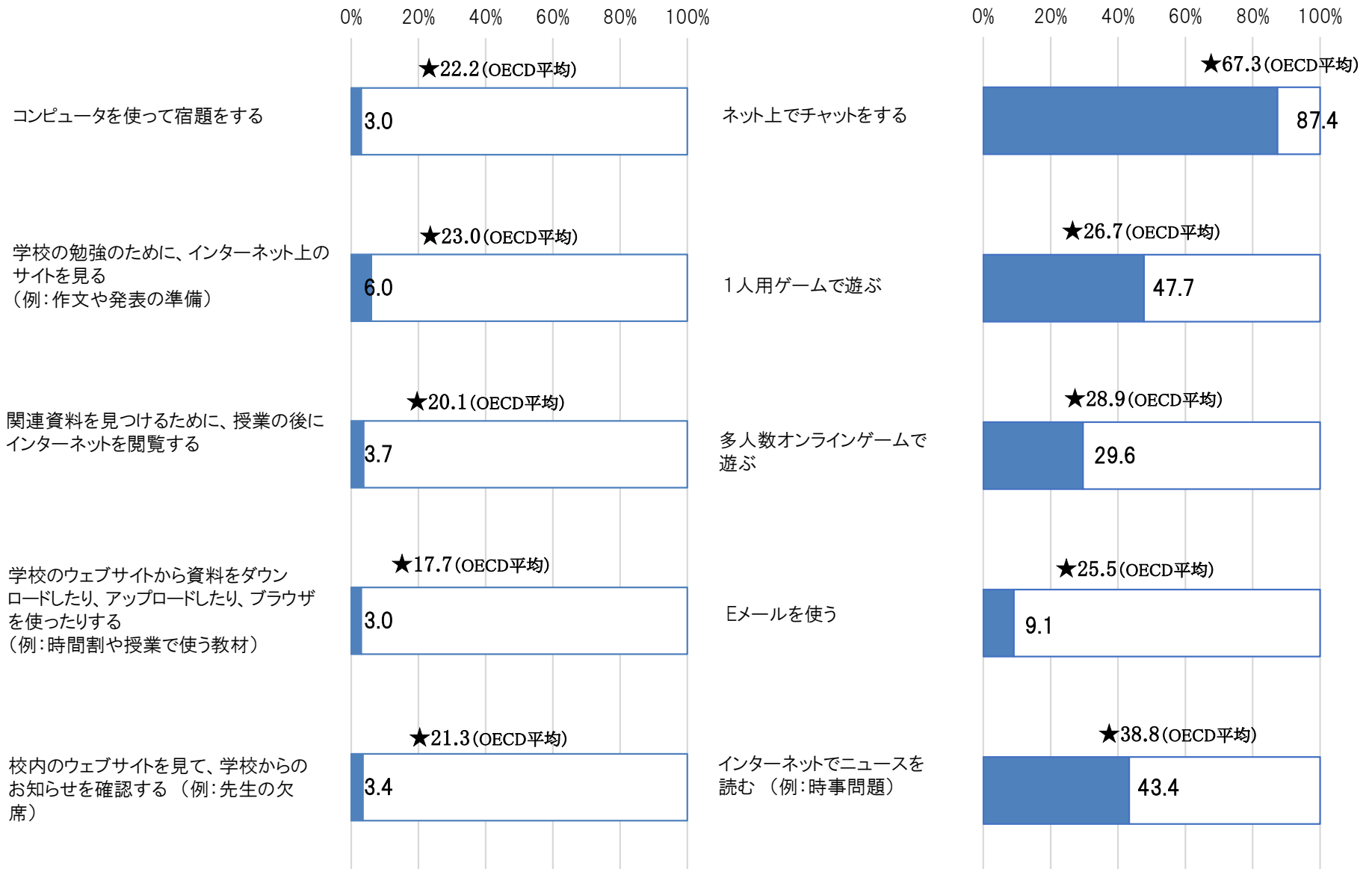
● 1週間のうち、教室の授業でデジタル機器を利用する時間



学校・学校外でのデジタル機器の利用状況

OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査 (PISA2018) より

● 学校外での平日のデジタル機器の利用状況 (青色帯は日本の、★はOECD平均の「毎日」「ほぼ毎日」の合計)



学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（学習者用デジタル教科書）がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

- 学習者用デジタル教科書の要件：
紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書の費用負担>

- 現状では、
- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外
 - 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断
購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
（例）図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索 等
- デジタル教材等との一体的使用
（例）動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- 特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実
（例）音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更 等

今後の検討

一人一台端末環境整備に併せ、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について**、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である**令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行う**。（令和2年度中に中間とりまとめ、令和3年夏頃までに最終とりまとめ）

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件

（平成30年文部科学省告示第237号）

- 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準
 - ① 各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと
 - ② 紙の教科書を使用できるようにしておくこと 等

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。）

施行日：平成31年4月1日

<学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書**（小学校用教科書目録より）
令和元年度：64/319点（20%）→令和2年度：287/305点（94%）
- **中学校教科書**（中学校用教科書目録より）
令和2年度：40/159点（25%）→令和3年度：138/145点（95%）

<学習者用デジタル教科書導入状況>

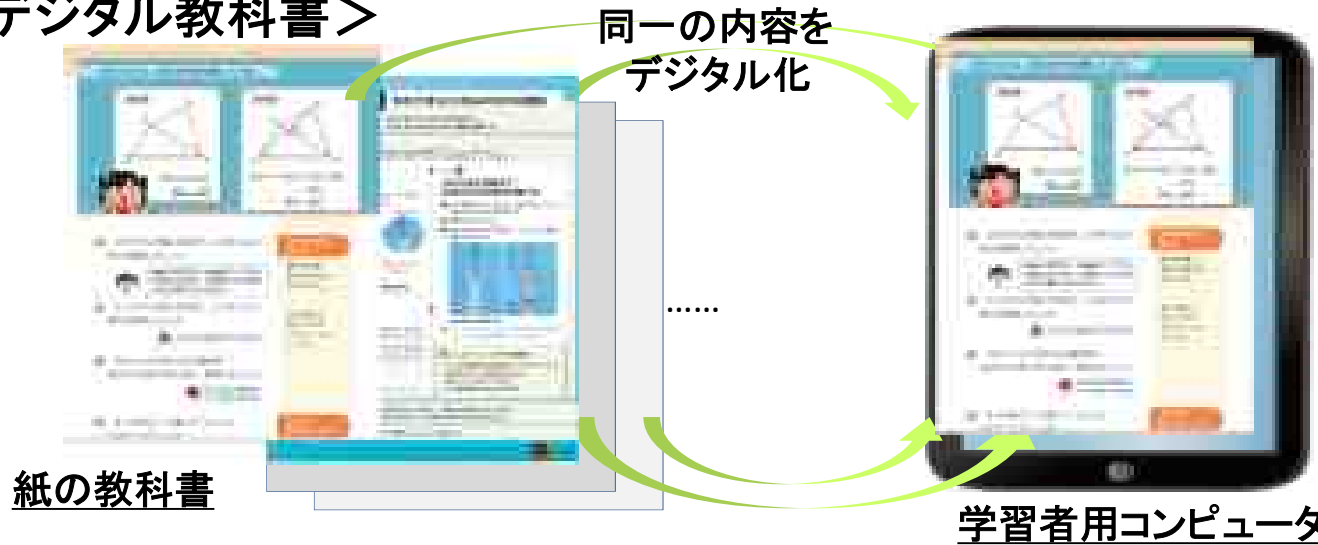
- 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率
：**2,617校(7.9%)**
（令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）
（令和2年3月現在）〔確定値〕）

<学習者用デジタル教科書の価格の状況(令和2年度小学校教科書)>

- （文科省調べ）
- 200円程度～2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

学習者用デジタル教科書のイメージ

<学習者用デジタル教科書>



<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
総ルビ、検索、保存 等
- **デジタル教材との一体的使用**
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

<特別支援教育等における活用例>

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

国語
本文を自由に切り取り
試行錯誤

算数
立体図形の展開／回転

外国語活動
発音を音声認識して
自動チェック

理科
理解を促進するための音声・動画

社会

学校種別 学習者用デジタル教科書の整備状況

R2年3月1日現在

学校種	学校数 A	学習者用デジタル教科書					
		整備 している B	割合 B/A %	意向はあるが 整備できていない C	割合 C/A %	整備 していない D	割合 D/A %
小学校	19,179	1,478	7.7%	5,318	27.7%	12,383	64.6%
中学校	9,285	851	9.2%	2,245	24.2%	6,189	66.7%
義務教育学校	91	8	8.8%	25	27.5%	58	63.7%
高等学校	3,548	186	5.2%	650	18.3%	2,712	76.4%
<small> 専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 </small>	1,856	89	4.8%	356	19.2%	1,411	76.0%
中等教育学校	32	1	3.1%	12	37.5%	19	59.4%
特別支援学校	1,084	93	8.6%	221	20.4%	770	71.0%
合計	33,219	2,617	7.9%	8,471	25.5%	22,131	66.6%

※「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容を全て記載し、教育課程の一部または全部において、学校で使用している紙の教科書に代えて児童生徒が使用できるものをいう。

令和2年7月より、標記会議において学習者用デジタル教科書の今後の在り方について検討しているところであり、主な検討の視点は以下の通り。

(1) デジタル教科書の在り方

将来的にデジタル教科書やデジタル教材がどうあるべきかを見据えつつ、まずは、現状の教科書制度上のデジタル教科書が学校現場において有効活用されるための在り方について検討する。

- 児童生徒の学びの質を充実させるため、デジタル教科書はどのようにあるべきか。
- 児童生徒の学びの充実に向けて、具体的に検討が必要な点は以下の通り。
 - ・ デジタル教科書が児童生徒の学びの充実に寄与するために、どのような学習機能や操作機能、学習履歴の把握のための仕組みが必要か。
 - ・ 現在、デジタル教科書と発行者製作のデジタル教材は一体的に活用されているものもあるが、デジタル教科書とデジタル教材（発行者以外が製作したものも含む）をより広く連携させるにはどのようにすべきか。
- デジタル教科書の導入による教師の教材作成や校務負担に資する影響としてどのようなことが考えられるか。
また、デジタル教科書・教材を効果的に活用するために、教師にはどのような資質・能力が求められ、どのようにその向上を図るべきか。
- 障害のある児童生徒や外国人児童生徒等が、より効果的に学習を行うことができるよう、どのような配慮が求められるか。
また、具体的にどのような機能が必要と考えられるか。
- 学びの充実のためによりデジタル教科書の使用が増える場合、懸念される影響はあるか。また、その影響を最小限にするための留意事項や対応方策として何があるか。
- デジタル教科書を宿題や家庭学習において使用する場合、効果的な使用法や留意事項、必要となる支援があるか。

(2) 教科書制度の在り方

(1)を踏まえ、デジタル教科書の望ましい在り方を踏まえた教科書制度はどうあるべきか検討する。

- 教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することができるとし、各教科等の授業時数の2分の1に満たないことを基準として示しているが、この基準についてどう考えるか。(※)
- デジタル教科書を法令上の「教科用図書」として位置付けるべきか。
- 教科書検定や教科書採択、教科書の供給といった現行の教科書制度等の見直しの必要があるか。

(※) 令和2年12月、「学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」をとりまとめた。 26

誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現

- 少子化の進展、子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒の増加）
- 生徒の学習意欲の低下
- 加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応の遅れ
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立



「新しい生活様式」を踏まえつつ、特別な支援が必要な子供を含め、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育への転換が必要

個別最適な学び

子供の反応、理解度に応じた指導
障害のある子供など教育的ニーズに応じた指導
協働学習等の学習活動・機会の充実

協働的な学び

教育の質の向上
両輪として

- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」で
 - デジタル教科書をはじめデジタルコンテンツを活用
 - 学習履歴等の教育データを的確に把握・活用
- 1学級当たりの人数を少なくし（少人数による指導体制で）、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会を充実

学習指導の充実

これまでの環境

- 一斉学習
- ✓ 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味・関心・意欲を高める

学びの深化



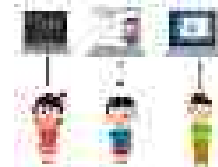
1人1台
少人数

- ✓ 授業中でも一人一人の反応が分かる
- ✓ 一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、きめ細かな指導、双方向型の授業展開が可能に

つまづきを解消し、意欲を高める学習

- 個別学習
- ✓ 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

学びの転換



1人1台
少人数

- ✓ 各人が同時に別々の内容を学習できる
- ✓ 各人の学習履歴が自動的に記録される
- ✓ 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別（補充的・発展的）指導がしやすくなる

習熟度に応じた学習

- 協働学習
- ✓ グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は聞き役に回りがち）



1人1台
少人数

- ✓ 一人一人が記事等を集め、独自の視点で情報を編集できる
- ✓ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる
- ✓ 一人一人の意見表出の機会が増え、協働的な学びが展開しやすくなる

社会性・人間性を養う学習

生徒指導の充実（生徒指導上のデータ・健康診断情報等を多面的に把握し、個々の子供の抱える問題に丁寧な対応が可能）

不登校等への対応

保護者との連携強化（教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携が図られ丁寧な対応が可能）

家庭・地域との連携

新たな学びを実現するきめ細かな指導（イメージ）

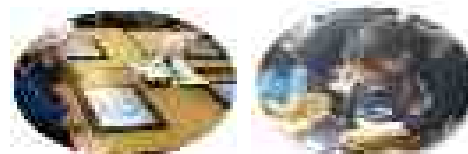
学習指導の充実

《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術（発話量・視線等のデータ収集）で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム（CBTシステム）等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握



- ①個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、
②データに基づく最適な教材の提供等により、
一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度（つまずきの状況）に応じた指導に生かす
状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補足的・発展的な学習指導を実施



《教育的ニーズに応じた指導の充実》

□ 障害のある子供

- 個々の障害の特性等に応じ、音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つデジタル教材を活用するなど、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく指導を充実

□ 不登校・病気療養中の子供

- ICT・遠隔技術の活用による自宅や病室等と繋いだ学習を充実



《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実

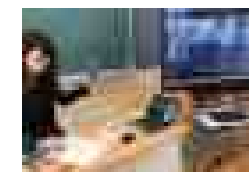


- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学習を充実

《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施

※画面を通して
大人数の状況把握は困難



生徒指導の充実、保護者との連携強化

- 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、
丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

※SC・SSW、学校医等と連携

- 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

《取組例》 大阪市・児童生徒ボード

- 教員が児童生徒の状況を多面的に確認
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- 学校全体で問題を早期発見、迅速に対応



少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について

義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げる。

・学級編制の標準の計画的な引下げ

	R3	R4	R5	R6	R7
小学校(40人⇒35人)	小2	小3	小4	小5	小6

※令和3年度は、加配定数で35人学級を実施している小学校2年生について、義務標準法を改正し、学級編制の標準を35人に引き下げ、基礎定数として措置。

・学級編制の標準の計画的な引下げに伴う教職員定数の改善数

改善総数 13,574人

令和3年度改善数 744人

※少人数による指導体制の計画的な整備に当たり、国と地方が連携し、定期的に検証する場を設けることとする。

『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実(イメージ)

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性
と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己
の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考
え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特
質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に
関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成
したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基
に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

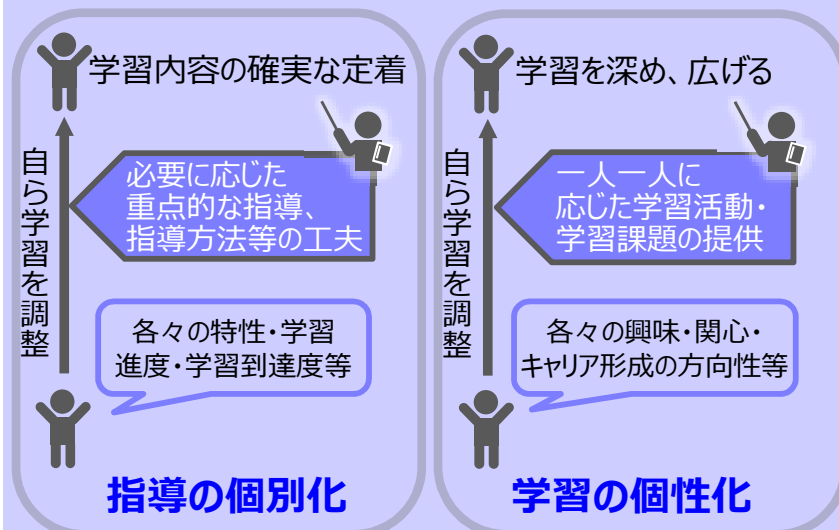
学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

授業改善

一体的に
充実

授業外の
学習の充実

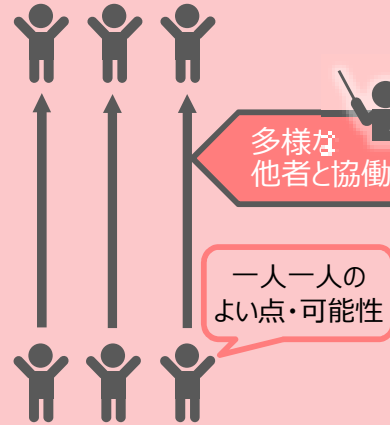
資質・能力の育成



個別最適な学び (教師視点では「個に応じた指導」)

修得主義 ・個々人の学習状況に応じて学習内容を提供 ・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

異なる考え方が組み合わせり
よりよい学びを生み出す



協働的な学び

・集団に対して共通に教育を行う ・一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含



これからの学校には……一人
一人の児童(生徒)が、自分
のよさや可能性を認識すると
ともに、あらゆる他者を価値の
ある存在として尊重し、多様な
人々と協働しながら様々な
社会的変化を乗り越え、豊かな
人生を切り拓き、持続可能な社
会の創り手となることができるよ
うにすることが求められる。

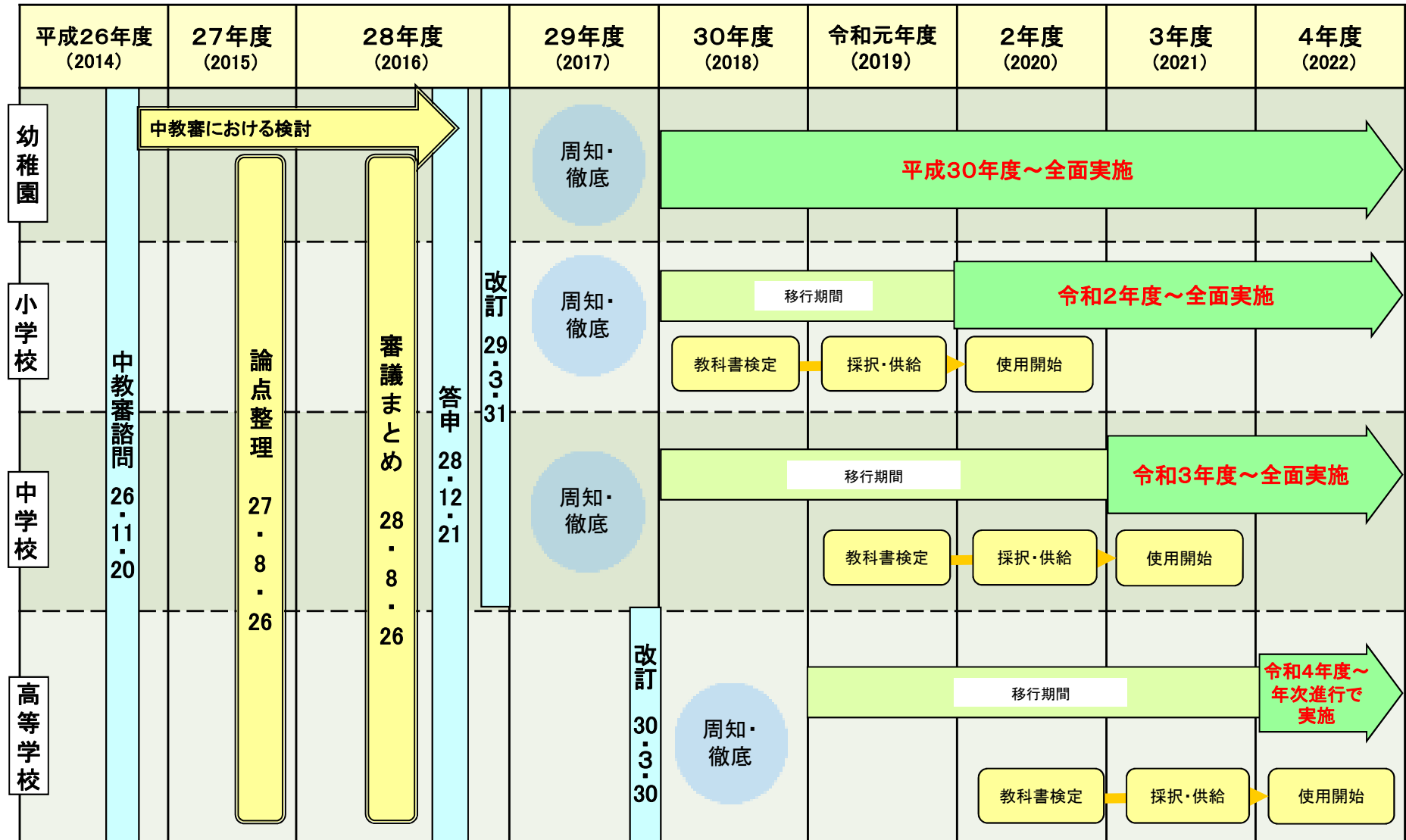
履修主義

の考え方を生かす

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

学習指導要領の改訂について

学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

学習指導要領の改訂について

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の育成

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況に対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
創設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない。

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、目の高い理解を促すための
学習過程の質的改善



本資料は公開されています。また、本資料が公開された時点から学習指導要領改訂の進捗状況は変わることがあります。ご了承ください。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

学習指導要領の改訂について

主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

学習指導要領の改訂について

4. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

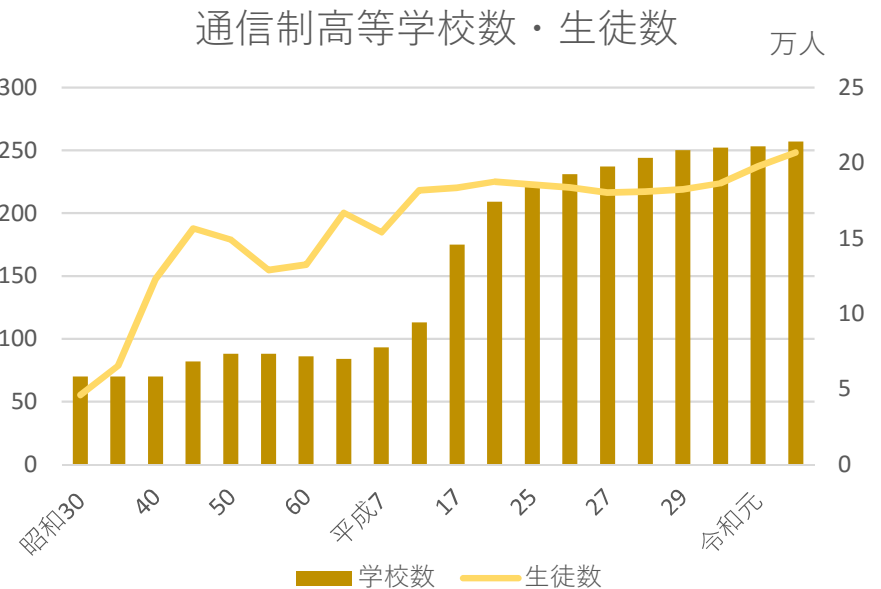
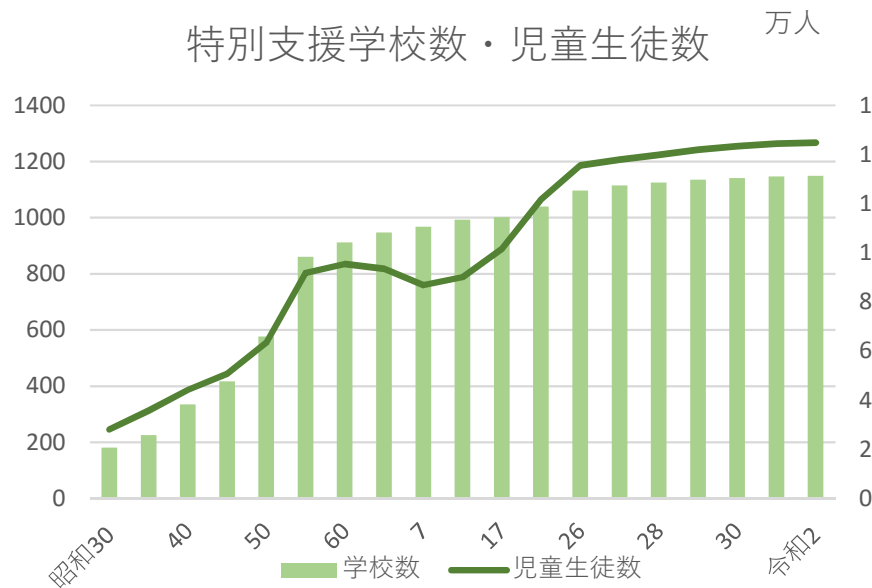
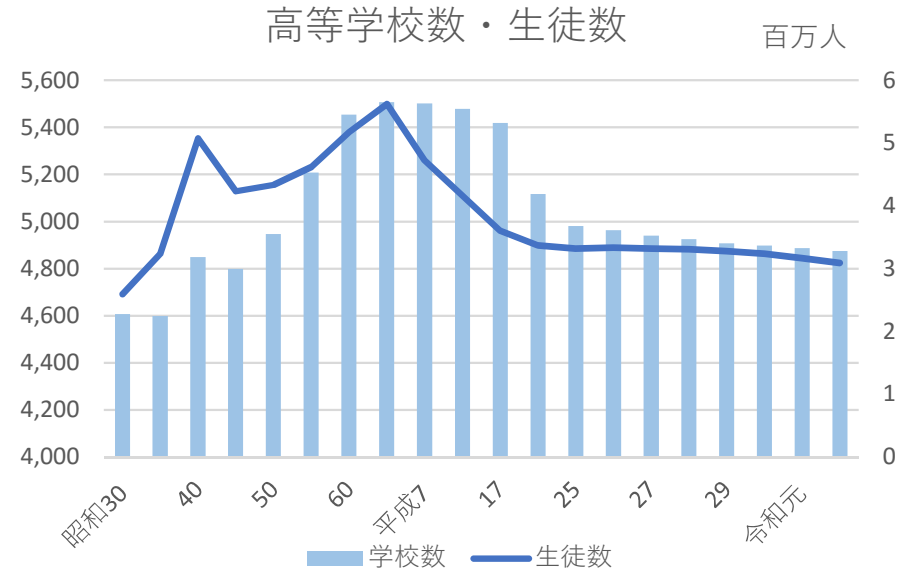
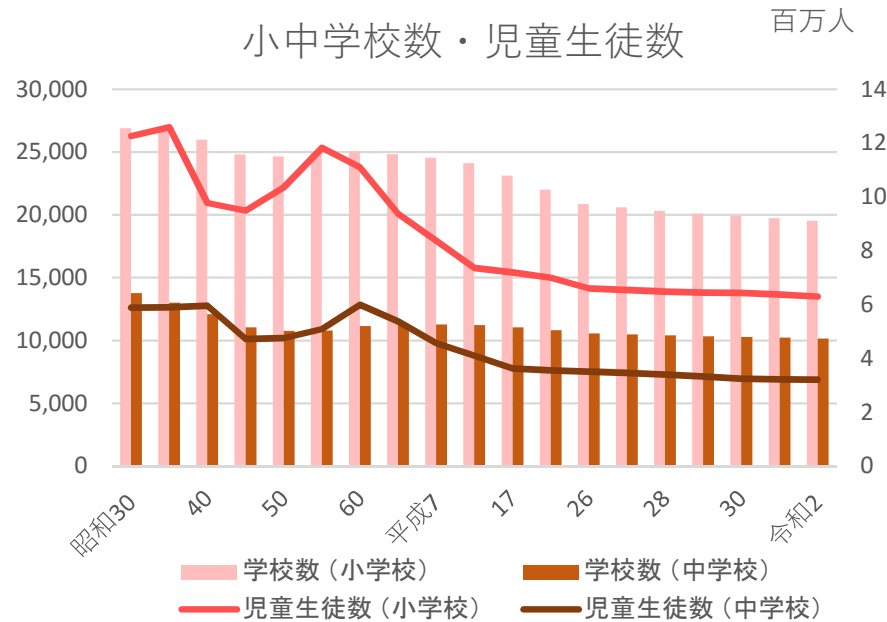
2. 学校施設を取り巻く状況

学校数・児童生徒数・教員数(令和2年度)

		幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
学校数 (校)	計	9,698	5,847	19,525	10,142	126	4,874	56	1,149
	国立	49	—	68	69	4	15	4	45
	公立	3,251	834	19,217	9,291	121	3,537	33	1,090
	私立	6,398	5,013	240	782	1	1,322	19	14
児童 生徒数 (人)	計	1,078,496	759,013	6,300,693	3,211,219	49,677	3,092,064	32,426	144,823
	国立	5,114	—	36,622	27,701	3,383	8,452	2,914	2,909
	公立	145,486	94,721	6,185,145	2,941,423	46,148	2,065,980	22,743	141,090
	私立	927,896	664,292	78,926	242,095	146	79,356	6,769	824
教員数 (人)	計	91,785	120,785	422,554	246,814	4,486	229,245	2,683	85,933

学校数、児童生徒数の推移

小中学校・高等学校の学校数・児童生徒数は近年減少傾向にある一方、特別支援学校数、通信制高等学校の学校数・児童生徒数は増加している。



※学校基本調査による ※国公立の合計数 ※通信制は併置校を含む

公立学校施設整備に係る補助制度の変遷

公立学校施設整備に係る国庫補助は、戦後、量的拡大への対応に始まり、急増の落ち着いた昭和50年代後半頃からは、教育環境の質的向上のための補助充実にも注力。

昭和20～30年代

戦災復旧、「すし詰め状態」解消
 - 義務教育諸学校施設費国庫負担法が成立 (S33)

昭和40～50年代

公害対策や児童生徒急増対策のための補助
 拡充 (嵩上げ)

昭和50年代後半～

教育内容・方法等の変化等に応じた補助拡充
 - クラブハウス (学校の地域開放用) 整備事業 (S57～H10)
 - 多目的スペースを設ける校舎の必要面積の引上げ (S59～)
 - 木材活用促進のための「木の教育研修施設」整備 (S61～)

平成以降、教育環境の質的向上等のための補助を順次拡充。

情報化への対応

コンピューター教室整備時の面積加算 (H2～)
 校内LAN整備を補助 (H12～H30)
 校内通信ネットワーク整備を集中的に補助
 (GIGAスクール構想の一環、R1～R2)

空調整備

特別教室への整備を補助 (H6～)
 普通教室等に対象を拡大 (H14～)
 臨時特例交付金により普通教室への設置
 を集中的に補助 (H30年度1次補正)

バリアフリー化

特別支援学校のエレベーター等の設置を補助
 (H6～)
 小中学校に対象拡大 (H8～)
 補助率を1/2に嵩上げ予定 (R3～)

地球環境対応

エコスクールパイロット・モデル事業 (H9～)
 太陽光発電整備を補助 (H21～)

トイレ整備

トイレ整備単独の工事を補助 (H13～)

学校給食施設

ドライシステムによる施設新增築を補助 (H18～)
 既存施設への空調整備を補助予定 (R2年度
 3次補正～)

耐震化・長寿命化

地震による倒壊の危険性が高い施設の補強
 工事の補助率を2/3に (H20～)
 計画的・効率的な老朽化対策のため、
 長寿命化改良事業を創設 (H25～)

防災機能強化

防災機能強化を補助 (H24～)
 - 非構造部材の耐震対策、ブロック塀の
 倒壊防止、屋外防災施設整備 等
 臨時特例交付金によりブロック塀の安全対
 策を集中的に補助 (H30年度1次補正)

特別支援学校

既存施設 (余裕教室等) を特別支援学校の
 用に供する改修を補助 (H26～)

現在の制度としては、校舎新增築等については「公立学校施設整備費負担金」、改築等整備については「学校施設環境改善交付金」により、各学校設置者の施設整備を支援。

(交付金については、平成18年の「三位一体の改革」により、各学校設置者による柔軟かつ効率的な施設整備を可能にするため、複数の補助金を統合して交付金化されたもの。)

公立小中学校の耐震化の状況

構造体の耐震化

(出典) 令和2年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

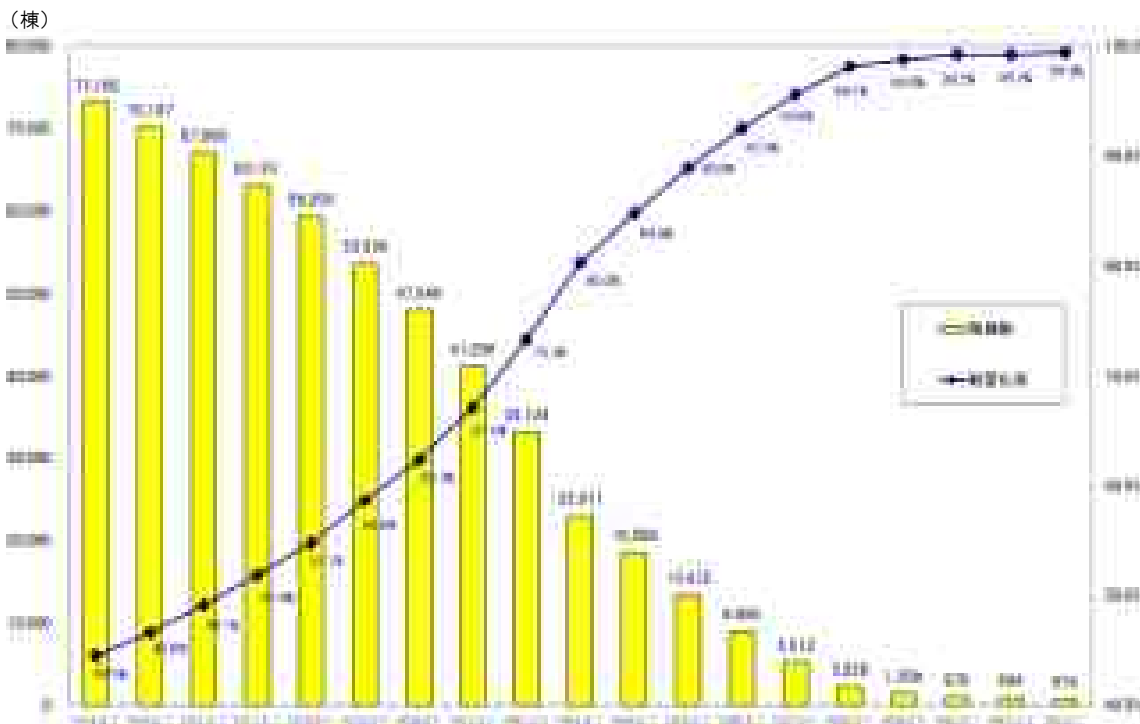
○ 耐震化率: **99.4%** (前年度 99.2%)
(114,389棟/115,063棟)

○ 耐震性がない建物
(耐震診断未実施の建物を含む): **674棟**
(前年度 894棟)

各自治体の耐震化の状況

	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
耐震化率100% 達成	1,643自治体 (92.0%)	1,663自治体 (93.2%)
耐震化未完了	142自治体 (8.0%)	121自治体 (6.8%)

○ 耐震化の進捗状況



吊り天井等の落下防止対策

○ 吊り天井等の落下防止対策実施率: **99.2%** (前年度 98.9%)

○ 対策が未実施の吊り天井等を有する屋内運動場等: **271棟** (全棟数32,090棟の0.8%)

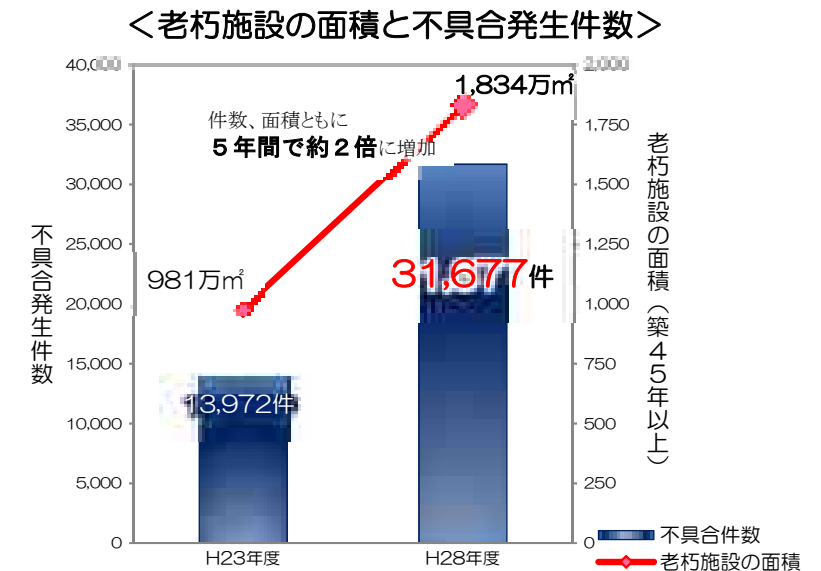
吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

○ 耐震点検実施率: **92.6%** (26,201校/28,295校) (前年度88.9%)

○ 耐震対策実施率: **48.2%** (13,630校/28,295校) (前年度43.0%)

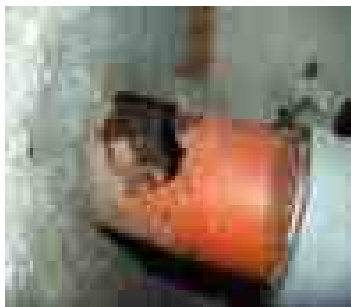
公立小中学校の老朽化の状況

公立小中学校の校舎は昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約8割



<築年数と安全面の不具合発生率>

抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下

防災機能の保有状況

防災機能の保有状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況】

(平成31年4月現在)

学校種別	小・中学校	高等学校	特別支援学校
全公立学校数及び避難所指定学校数			
全公立学校数	28,613校 (100%)	3,599校 (100%)	1,073校 (100%)
避難所指定学校数	27,149校 (94.9%)	2,712校 (75.4%)	488校 (45.5%)
各防災機能の保有学校数と避難所指定学校数に対する割合			
備蓄倉庫	21,762校 <80.2%>	1,596校 <58.8%>	335校 <68.6%>
飲料水	20,459校 <75.4%>	1,583校 <58.4%>	335校 <68.6%>
非常用発電機等	16,601校 <61.1%>	1,498校 <55.2%>	369校 <75.6%>
L P ガス等	16,016校 <59.0%>	1,083校 <39.9%>	242校 <49.6%>
災害時利用通信	22,423校 <82.6%>	1,787校 <65.9%>	319校 <65.4%>
断水時のトイレ	16,263校 <59.9%>	1,169校 <43.1%>	275校 <56.4%>

※ 小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。

※ 高等学校には、中等教育学校（後期課程）を含む。

※ 避難所には、災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む

※ ハード面の整備状況だけでなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

(出典) 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（文部科学省）

公立学校施設の空調設備の設置状況

空調（冷房）設備※1の設置状況

公立小中学校の普通教室への空調設置率は92.8%である。

学校種	室の種類	保有室数	うち設置済室数	設置率
小中学校	普通教室	382,666	354,998	92.8%
	特別教室	372,309	206,663	55.5%
	体育館等	33,132	1,759	5.3%
幼稚園	保育室	13,664	12,970	94.9%
	保育室以外の諸室	6,233	4,866	78.1%
	体育館等	1,619	1,226	75.7%
高等学校	普通教室	64,792	56,355	87.0%
	特別教室	119,986	56,180	46.8%
	体育館等	10,136	338	3.3%
特別支援学校	普通教室	28,872	27,387	94.9%
	特別教室	20,382	17,208	84.4%
	体育館等	1,120	245	21.9%

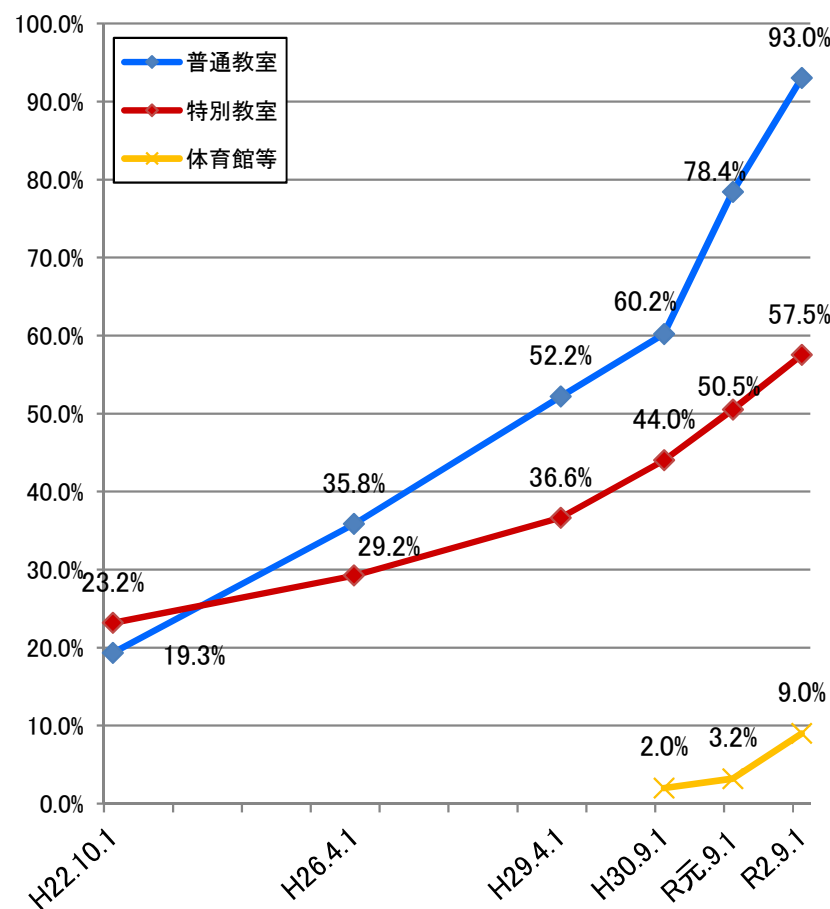
※1 冷房機能を有した設備（スポットクーラーを含む。）

※義務教育学校については小学校に、中等教育学校の前期課程は中学校に、同後期課程は高等学校に、幼保連携型認定こども園は幼稚園に、それぞれ含む

公立小中学校等※の空調(冷房)設備設置状況の推移

※「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」(平成30年度補正予算)の対象となった学校種
(公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園等)

公立小中学校等の普通教室への空調設置率は93.0%で、
前回調査からの上昇率は14.6ポイントである。



(出典) 公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査(令和2年9月1日時点)

公立学校施設のトイレの状況調査

公立学校施設のトイレ※1の状況

	洋便器数(基)	和便器数(基)	合計(基)	洋便器率	H28年調査(上昇幅) ※4
小中学校 ※2	773,682	583,317	1,356,999	57.0%	43.3% (+13.7ポイント)
幼稚園※3	31,605	10,070	41,675	75.8%	—
特別支援学校	38,236	9,891	48,127	79.4%	—
合計	843,523	603,278	1,446,801	58.3%	—

※1 多目的トイレ(多目的トイレ・障害者トイレ・だれでもトイレ等)を含む、男子トイレの小便器は対象外。

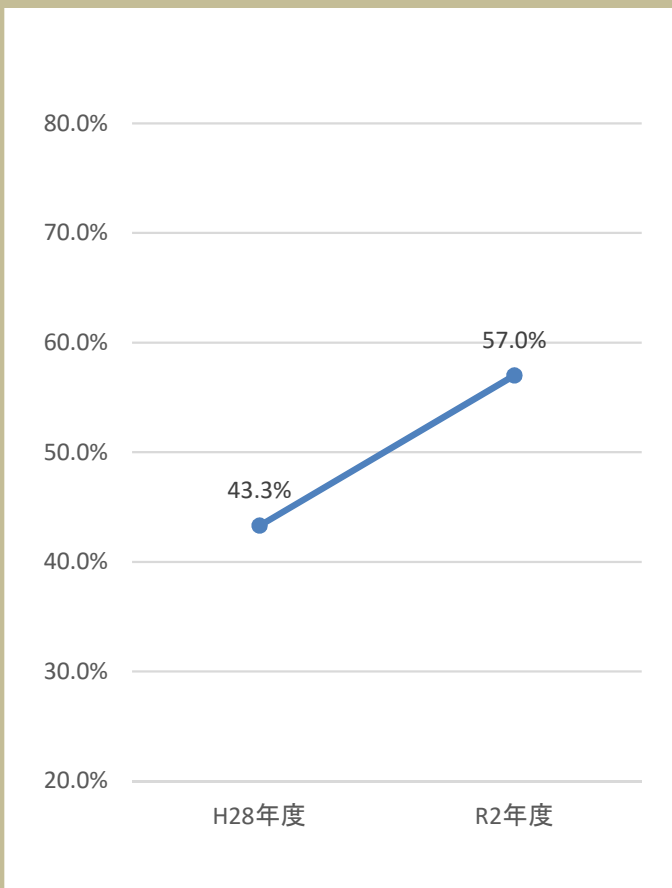
※2 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。

※3 幼保連携型認定こども園を含む。

※4 H28年度は小中学校のみ調査。

公立小中学校の洋便器率は57.0%で、H28年調査からの上昇幅は13.7ポイントである。

公立小中学校の洋便器率の推移



公立学校施設※の給食調理場の状況調査

※ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部および中学部

給食調理場の状況

乾式導入率は、単独調理場が31.9%、共同調理場が52.7%である。

	調理場数	床式※1			乾式導入率※2
		乾式	湿式		
			ドライ運用	湿式	
単独調理場	10,218	3,263	6,154	801	31.9%
共同調理場	3,333	1,758	1,348	227	52.7%

※1乾式:ドライシステムの調理場、ドライ運用:ドライシステムではないが、乾式の運用をしている調理場、湿式:床が湿式で、湿式の運用をしている調理場

※2調理場数に対する乾式の割合

給食調理場の空調※1設置状況

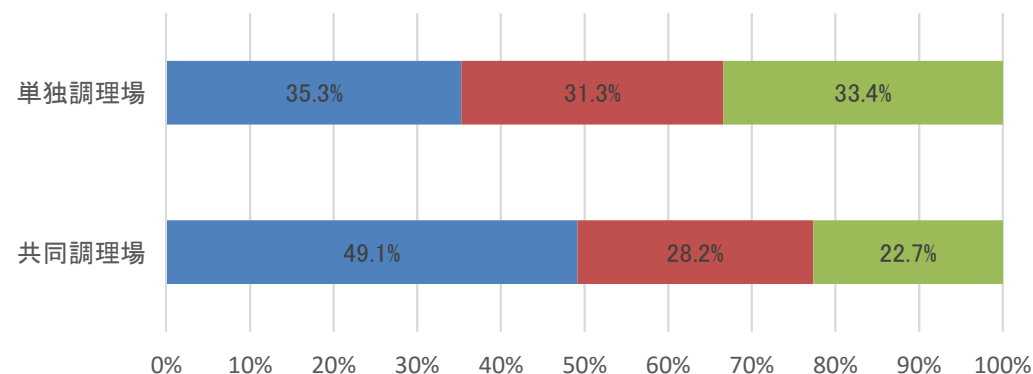
空調設置率は、単独調理場が66.5%、共同調理場が77.3%である。

	作業区域※2	調理場数	うち設置済数	設置率
単独調理場	調理室等	10,218	6,797	66.5%
共同調理場	調理室等	3,333	2,578	77.3%

※1 冷房の機能を有した設備(スポットクーラーを含む。)

※2 調理室等:調理室、配膳室、洗浄室

調理場等の空調内訳

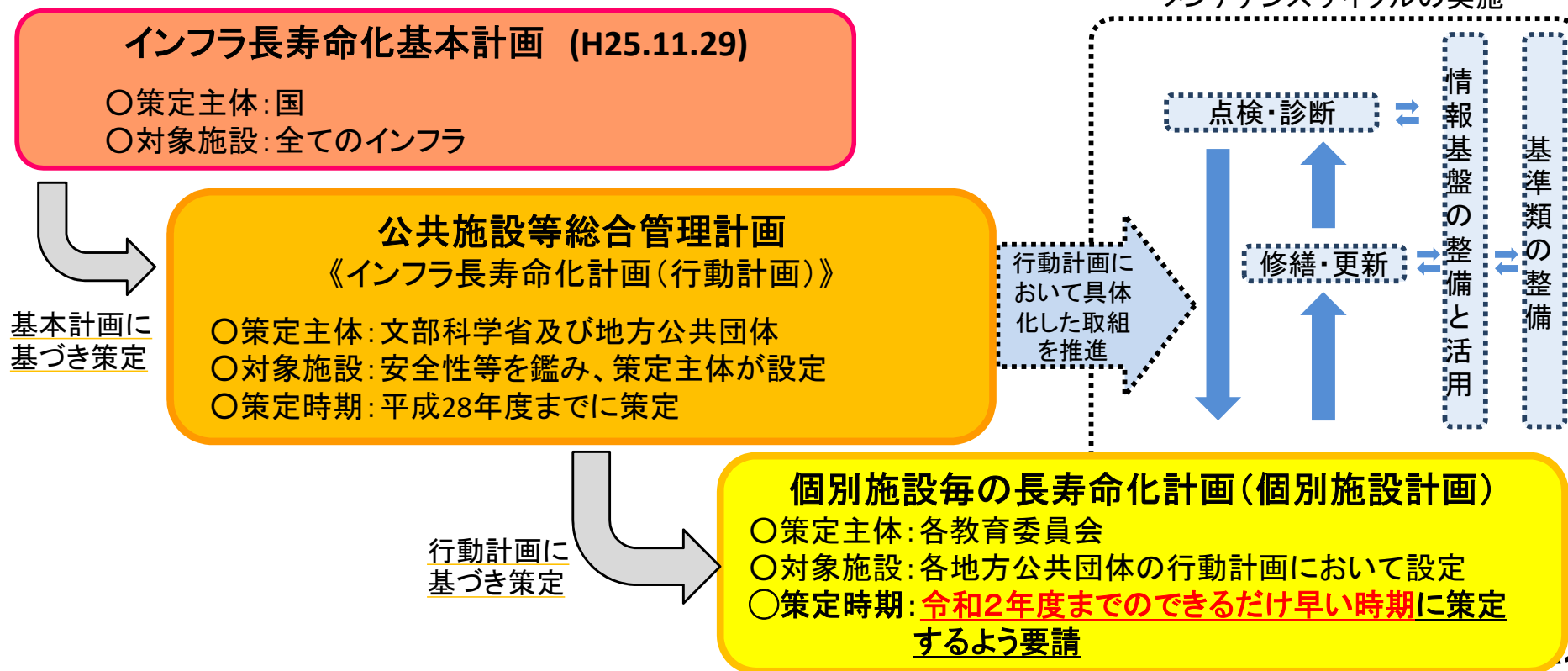


- 学校給食衛生管理基準で示す温度、湿度を保つことができる空調(冷房)設備を設置
- 学校給食衛生管理基準で示す温度、湿度を保つことができないが、空調(冷房)設備を設置
- 設置無し

学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)とは

- 国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「**インフラ長寿命化基本計画**」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)等に基づき、各地方公共団体等が「**個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)**」を策定するもの。
- 学校施設の個別施設計画は、児童生徒や教職員等の安全・安心を確保し、各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、**限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る**など、**戦略的に施設整備を進める点で重要なもの**。

○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

計画策定後の取組について

- ▷▷▷ 個別施設計画を策定後も、記載内容について適宜フォローアップが必要!!
- ・ 策定後に統廃合の方針が決定した場合は、その内容を反映
 - ・ 改築から長寿命化改修へのシフトに加え他の公共施設との複合化などの検討内容を反映 等

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)【概要】
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月26日 中央教育審議会

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化, 防災機能強化
- 地域の実態に応じ, 小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進, 長寿命化改良, 他の公共施設との複合化・共用化など, 個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

<参考> 個別施設計画の策定率(公立学校施設)

※個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査より

・約39%(令和2年4月1日時点の策定率) ⇒ ・約97%(令和2年度末時点の策定率見込み)

公立小中学校等施設のバリアフリー化の状況

校舎

令和2年5月1日現在

	学校数 A	車椅子使用者用 トイレ B B/A		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
				門から 建物の前まで C C/A		昇降口・玄関等から 教室等まで D D/A		E	E/A	うち 1階建て
全体	28,156	18,359	(65.2%)	22,111	(78.5%)	16,122	(57.3%)	7,634	(27.1%)	248
うち 要配慮者 在籍※ ¹	6,303	4,970	(78.9%)	5,395	(85.6%)	4,576	(72.6%)	2,568	(40.7%)	26
うち 避難所※ ²	22,669	15,166	(66.9%)	17,939	(79.1%)	13,278	(58.6%)	6,118	(27.0%)	157

屋内運動場

令和2年5月1日現在

	学校数 A	車椅子使用者用 トイレ B B/A		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
				門から 建物の前まで C C/A		昇降口・玄関等から アリーナ等まで D D/A		E	E/A	うち 1階建て
全体	27,890	10,299	(36.9%)	20,747	(74.4%)	15,884	(57.0%)	18,387	(65.9%)	17,060
うち 要配慮者 在籍※ ¹	6,278	2,638	(42.0%)	5,039	(80.3%)	4,126	(65.7%)	3,977	(63.3%)	3,514
うち 避難所※ ²	26,439	9,830	(37.2%)	19,791	(74.9%)	15,201	(57.5%)	17,362	(65.7%)	16,078

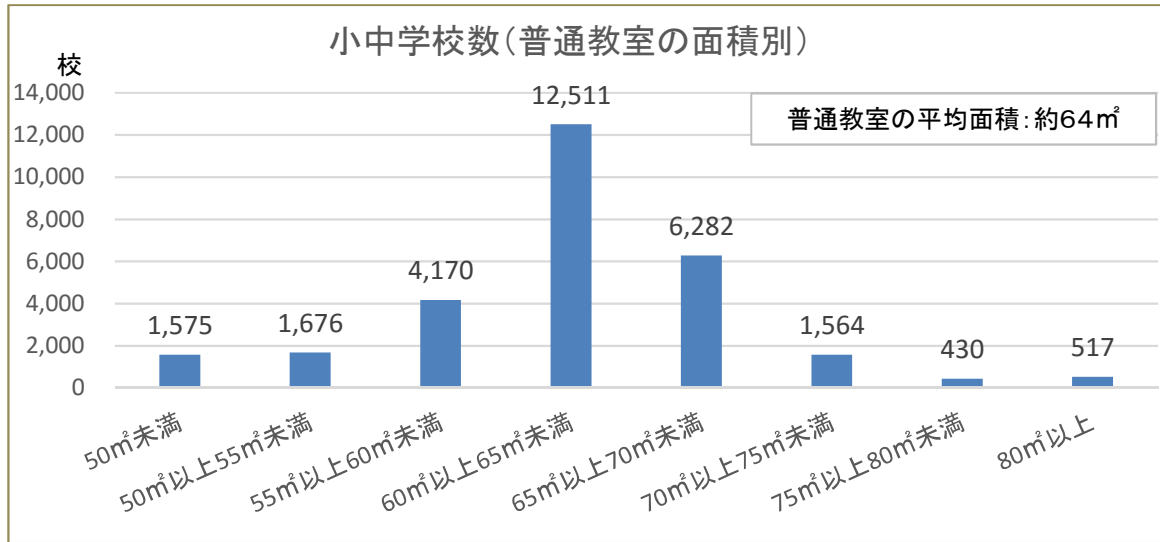
※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。

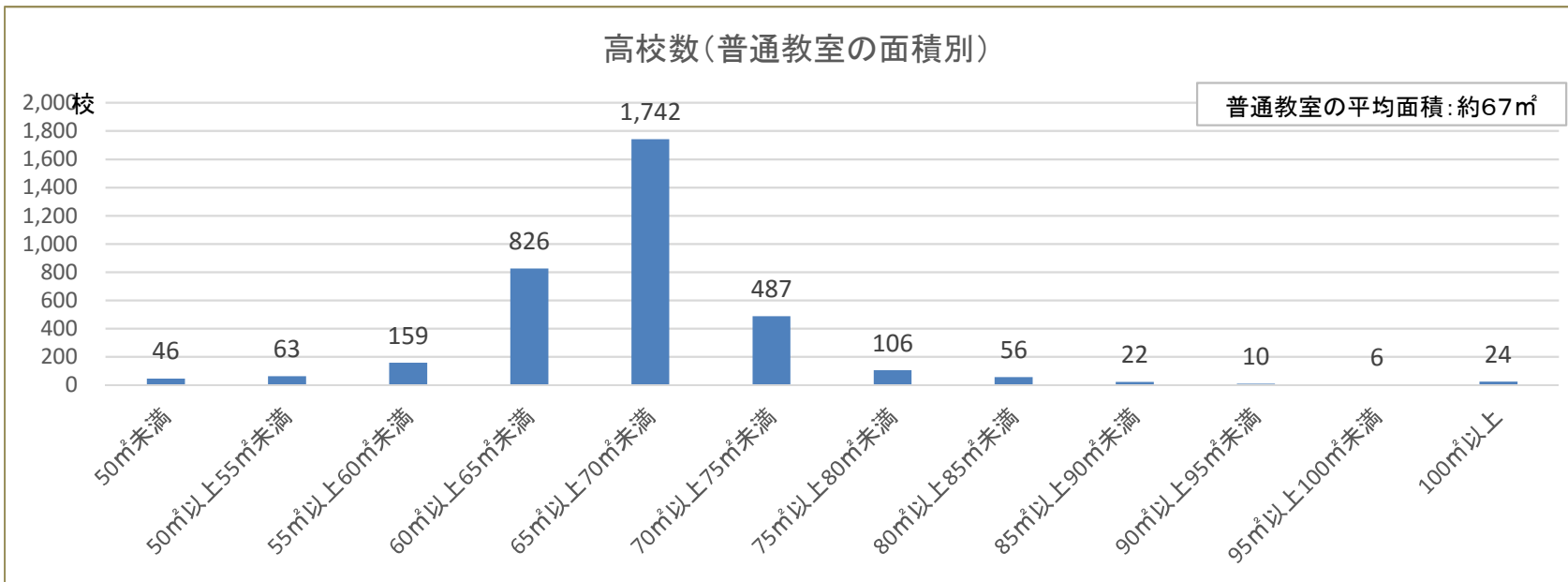
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

公立学校施設の普通教室面積の状況

普通教室の面積別学校数



小中学校の普通教室の平均面積は約64㎡である。約7割の教室が65㎡未満、75㎡以上の教室は約3%となっている。



※ 令和元年度公立学校施設実態調査より、普通教室の総面積を普通教室の保有教室数で除した数値を面積別に学校数を計上

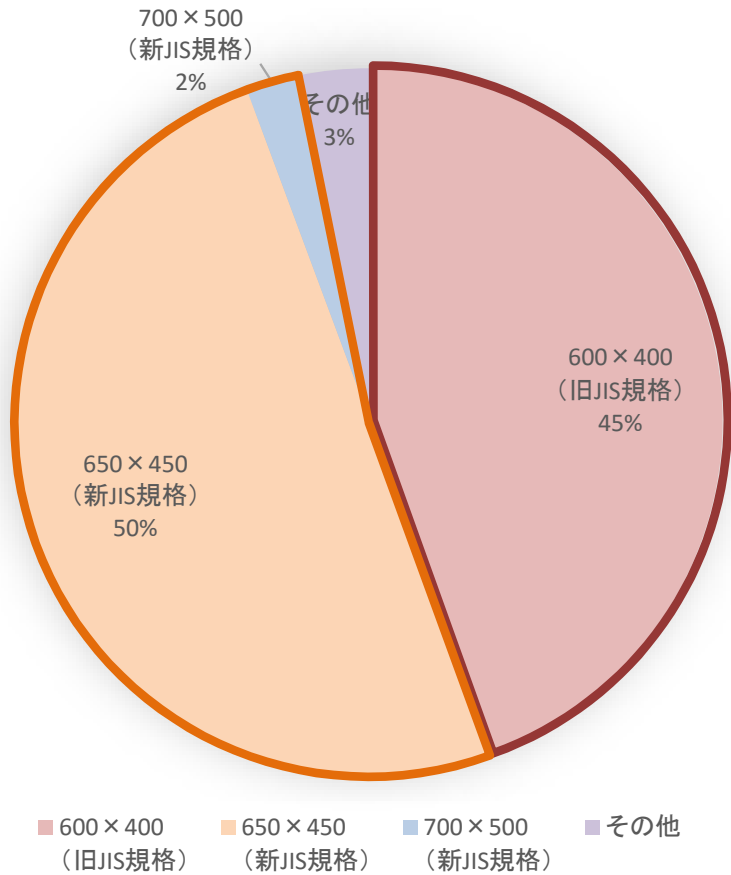
※ 学校設置者において、普通教室の総面積又は普通教室の保有教室数に数値が入力していない場合はデータより除外

(出典) 令和元年度公立学校施設実態調査

教室用機の状況

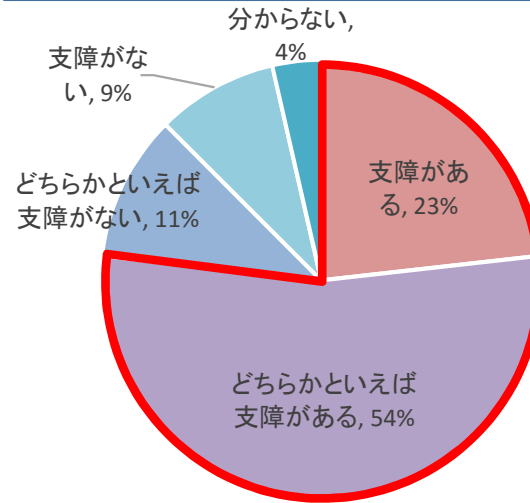
1. 小中学校の教室用機の使用状況

旧JIS規格の机(幅600mm×奥行400mm)と新JIS規格の机(幅650mm×奥行450mm等)の使用状況は概ね半々



2. 旧JIS規格の教室用機における支障※の実態 (ICT活用時)

旧JIS規格の机では約8割の学校が支障を感じている

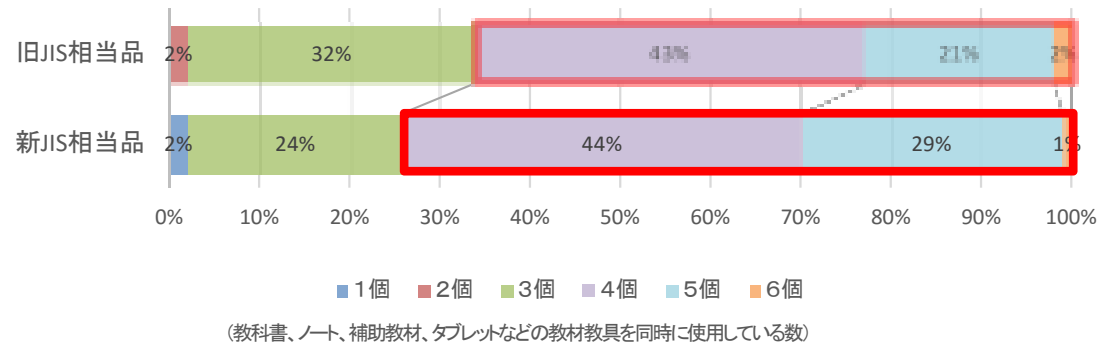


※調査時に提示した支障の例

ICTを活用した授業の際に、机の大きさが原因で、机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまう など

3. ICTを活用した授業における机上の状況

多くの学校で机の大きさに関わらず4個以上の教材を使用している。旧JIS規格の机に比べ、新JIS規格の机の方がより多くの教材等を同時に活用している



教室用機の状況

◎旧JIS規格の教室用机における支障の実態

旧JIS規格の教室用机では、ICT端末を活用する際には机上が狭く、教科書等の教材を広げられない、ICT端末や教材を落とすなどの支障がある

- ・タブレットを操作しながら、調べたことを資料に書き込んだりノートに考えをまとめたりすることができない
- ・タブレットを常時机の上に置いておきたいが、他の教材を広げることができないため、その都度しまう等の対応が必要
- ・特に低学年では、タブレットとその他の教材を出し入れするたびに授業の流れが途切れてしまう
- ・パソコンとその他の教材を一緒に使うときに教科書やノートを落とすことがある

◎新JIS規格の教室用机における課題

新JIS規格の机はより広くICT端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、通路幅が狭くなり机間巡視がしにくい、重くなる、などの課題がある

- ・机が大きくなると通路が狭くなる
- ・机が重いため、低学年では机の移動は2人1組で行っている

※抽出調査対象校より聞き取り

(参考例)

旧JIS規格



旧JIS規格の教室用机では、教科書、ノート、補助教材、筆記用具等で机上がふさがっている。ICT端末を同時に活用することが難しい。

新JIS規格

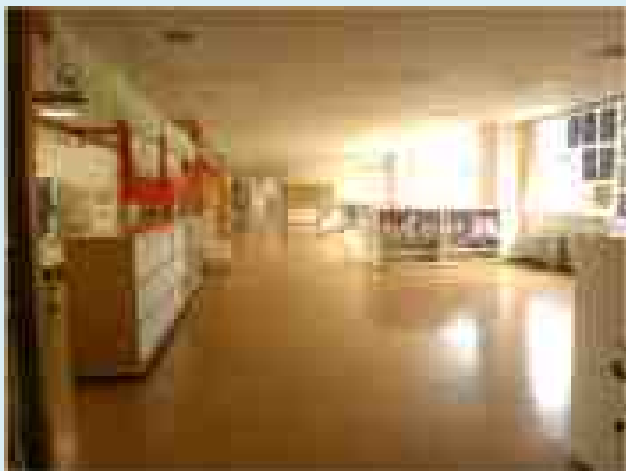


新JIS規格の教室用机では、ICT端末と教科書等の教材・教具を同時に活用できている。一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、などの課題も見受けられる。

オープンスペースの整備事例

これからの小・中学校施設の在り方について
～児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指して～（平成31年3月）より

■八千代市立萱田南小学校（千葉県八千代市）



▲普通教室は廊下を介してオープンスペースとつながっている。



▲普通教室。可動式の家具で廊下との間を仕切っている。



▲オープンスペース。

■糸魚川市立糸魚川小学校 ひすいの里総合学校（新潟県糸魚川市）

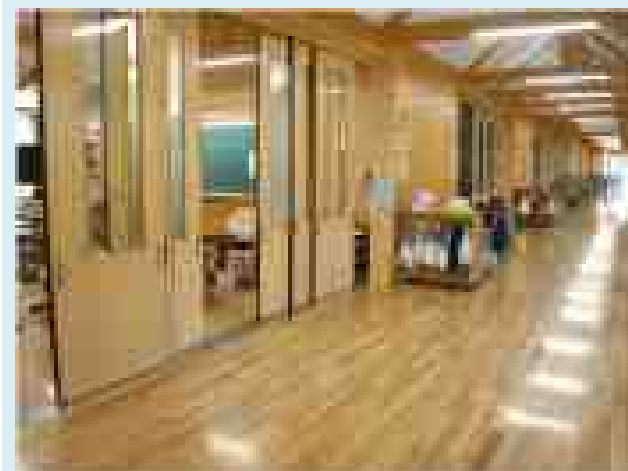


▲普通教室はロッカースペースをはさんでオープンスタイル。



▲教室前の広々としたオープンスペース。学年ごとの集会も可能。

■近江八幡市立桐原小学校（滋賀県近江八幡市）



▲広々とした廊下は、場面によって扉を開閉して柔軟に利用。

学校施設の複合化の実施状況

公立学校施設を複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設					社会福祉施設						
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設			
施設種別	図書館	公民館等 *1	博物館等 *2	プール	体育館等 *3	放課後 児童クラブ	保育所	児童館等 *4	特別養護 老人ホーム	老人 デイサービス センター等*5	障害者支援 施設等*6	その他の 社会福祉 施設
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14

*1 公民館、集会所、コミュニティ施設等

*2 博物館、文化施設等

*3 体育館、武道館等

*4 児童館、児童発達支援センター等

*5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等

*6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

文教施設・社会福祉施設以外の施設						計
病院・ 診療所	行政機関	給食共同 調理場	地域防災用 備蓄倉庫	民間施設	その他	
3	32	99	4,036	5	16	11,553
2	17	54	1,517	1	16	1,841
5	49	153	5,553	6	32	13,394

(平成26年5月1日時点 文部科学省調べ)

学校施設の集約化・共用化等について

茨城県 下妻市 (プールの共用化事例)

- 下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎える。
- 校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、耐震補強・改築に加え、大規模改修を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。
- プール施設の老朽化が激しい要因としては、全て屋外プールであるため、風雨や紫外線にさらされ、防水塗装やプールサイドのタイル等が劣化していた。
- プールの使用期間(例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度)における各校プールの稼働率※についても低い状況であった。



プール施設のあり方についての検討が必要!

※ 稼働率

夏季(6月~7月3週目までの7週間)の授業210時間(1日6時間×平日5日×7週)に対し、2学級で同時授業を行うこととした場合の12時間水泳授業を実施する必要時間(学級数÷2学級×12時間)の割合。例:(20学級÷2学級(同時授業)×12時間)/210時間=57%



<必要とされるプール数を考慮して集約化>

- ・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校(基幹校)と他校のプールを利用する学校(利用校)をそれぞれ決定。
- ・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定。
- ・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校(利用校)については、基本的に地理的に基幹校に近い学校を選定。

★学校所在地からプールを保有・維持する学校を選定



利用校から基幹校へはバスを利用



〔集約前〕

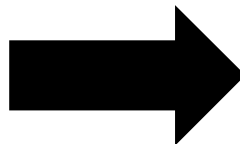
校名	学年数	学級数	プール数	稼働率
下妻小	18	18	1	5.6%
大宮小	28	28	1	3.6%
上妻小	20	20	1	5.2%
東郷小	18	18	1	4.8%
南郷小	18	18	1	4.8%
北郷小	18	18	1	4.8%
西郷小	18	18	1	4.8%
東郷中	18	18	1	4.8%
南郷中	18	18	1	4.8%
北郷中	18	18	1	4.8%
西郷中	18	18	1	4.8%
合計	180	180	11	4.8%

★共用化に向けた学校の組合せ

〔集約後〕 共同利用の組合せ

基幹校	利用校	稼働率	備考
下妻小	北郷小	74%	1
大宮小	東郷中	67%	2
上妻小	南郷小、西郷小	60%	3
東郷小	北郷小	60%	4
南郷小	東郷中	56%	5
平均		67%	

集約化



集約化により30年間で約4.56億円の費用削減!

文教施設におけるPPP/PFIの推進

<主旨・背景>

- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共負担を抑制しつつ、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるPPP/PFI事業の推進が「PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)」(令和2年7月 民間資金等活用事業推進会議決定)等において求められている。
- 文教施設におけるPPP/PFI事業の積極的な推進を図るため、以下の事業を実施する。

1、文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

事業の内容

地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、「事業の発案」や「具体化の検討」の実施を支援するとともに、先導的な事業の収集・分析を行い、その成果を全国に発信・普及する取組を実施する。

<多様なPPP/PFI事業導入のプロセス>

具体的な検討段階を支援

1. 事業の発案 2. 具体化の検討

1. 事業の発案

(具体的な検討例)

- 事業手法の検討(目的の明確化、検討体制や意思決定プロセスの構築、施設整備・維持管理方針の検討、事業手法の比較・検討等)
- 導入の判断基準(スケジュール、導入効果やVFM算定方法の検討等)
- 民間事業者へのインセンティブ など

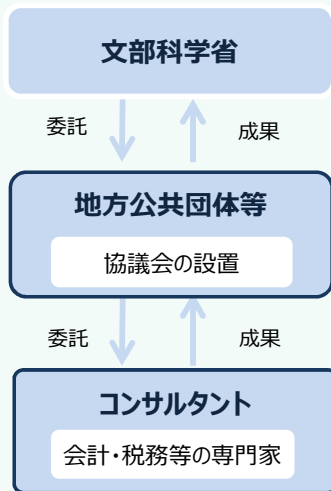
2. 具体化の検討

(具体的な検討例)

- 事業スキームの開発(期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令上・会計税務上の課題整理等)
- 民間事業者の意向調査(専門的人材の確保の検討等) など

PPP/PFI
手続きを経て
事業実施

<実施体制イメージ>



2、キャッシュフローを生み出しにくい学校施設等へのPPP/PFI導入ガイドラインの作成

事業の内容

学校施設等において、施設の老朽化に加えて、地方公共団体の職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公的サービスの提供を実現するため、包括的民間委託や維持管理に特化したPFI方式等の新たな手法の導入に関するガイドラインを作成する。

(専門的知識と経験を持つ民間事業者に委託し、当該事業者が有識者により構成される検討会を設置したうえで、検討予定。)

<ガイドライン構成イメージ>

- ①背景・基本的な考え方
- ②検討プロセスや手法選択の考え方
 - ・学校施設等へのPPP/PFIの導入を検討する際に必要な事項等を整理
- ③導入までに必要な手続き
 - ・学校施設等へのPPP/PFIを導入する際に必要な事項を整理

3、セミナー・研修会の実施

文教施設におけるPPP/PFIに関するセミナーや研修会の実施を通じて、ガイドライン等の普及啓発を図る。

文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集について

- 学校施設等の文教施設は、急速な老朽化の進展により、維持管理費や更新費等の増大が見込まれる。
- 限られた予算で効率的・効果的な施設整備を行い、維持管理等の水準を向上させるためには、文教施設分野における積極的なPPP/PFI手法等の活用が求められる。
- 地方公共団体における文教施設分野の多様なPPP/PFI手法等の導入を促進するため事例集を作成。
- 検討する事業の類型別に索引・活用できるように以下の3編で構成



施設整備を含む先導的な
PPP/PFI事業編

維持管理等のみを行う
先導的なPPP/PFI事業編

効果的・効率的に集約化・
共用化等を行った文教施設編

第1章 事例紹介

施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編

施設的设计・建設を含むPPP/PFI事業を紹介（15事例）

小規模な地方公共団体におけるPPP/PFI事業

人口20万人未満の地方公共団体における事業について紹介

複合化に関するPPP/PFI事業

複数の施設や機能を複合化した事業について紹介

多様な事業費調達を行ったPPP/PFI事業

国の交付金、地方債、賃料など、公共において多様な事業費調達を行った事業を紹介

維持管理等のみを行う先導的なPPP/PFI事業編

包括的民間管理委託などのPPP/PFI手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介（6事例）

効果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編

PPP/PFI事業に限らず、文教施設の集約化・共用化等により、地域の拠点施設の整備とともに、施設の有効活用や稼働率向上等に資する事例を紹介（5事例）

第2章 気を付けるべき主なポイント

文教施設の整備に多様なPPP/PFI手法等を導入する際に、地方公共団体等が気を付けるべき主なポイントについて、「事業の発案」、「具体化の検討」、「事業の実施」の各段階毎に整理。

掲載URL



https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm

施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編

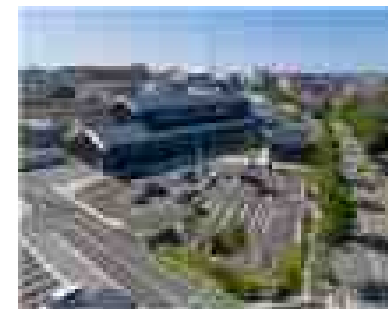
野々市中央地区整備事業

『文化交流拠点施設』『地域中心交流拠点施設』の一体整備により中心市街地のにぎわいを創出し、ライフスタイルの充実する住み続けたいまちとして成長

地方公共団体名 石川県野々市市 **人口** 約5.3万人

事業手法 文化交流拠点施設 PFI-BTO（サービス購入型）

地域中心交流拠点施設 PFI-BTM（サービス購入型）※付帯事業は独立採算



出所：野々市市提供

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業

老朽化した中学校の建替えに合わせて図書館と体育館を新たに整備。業務に町内公共施設の保守点検も含め、施設の長寿命化を図るとともに維持管理を効率化

地方公共団体名 香川県まんのう町 **人口** 約1.9万人

事業手法 中学校及び町民体育館 PFI-BTO（サービス購入型）

町立図書館 PFI-BOT（サービス購入型）



出所：まんのう町提供

鶴舞公園多目的グラウンド（テラスポ鶴舞）の整備・運営に関する事業

民間からの提案により、市の財政負担なく老朽化していた陸上競技場を多目的グラウンドに再整備。維持管理・運営も独立採算で実施

地方公共団体名 愛知県名古屋市 **人口** 約229.4万人

事業手法 負担付寄附（非公募による指定管理者の指定）



出所：(公財)愛知県サッカー協会提供

維持管理等のみを行う先導的なPPP/PFI事業編

明石市包括管理委託

保守点検・清掃等業務に全ての日常修繕を含めて包括的に管理委託することにより施設の安全・安心を向上。市職員及び利用者双方の満足度が向上

地方公共団体名 兵庫県明石市 **人口** 約30.3万人

事業手法 包括施設管理委託 **対象施設** 158施設（当初132施設）

主な用途 小・中・高、養護学校、幼・保・こども園、小・中学校内コミュニティーセンター、市民センター等事務所、消防庁舎等

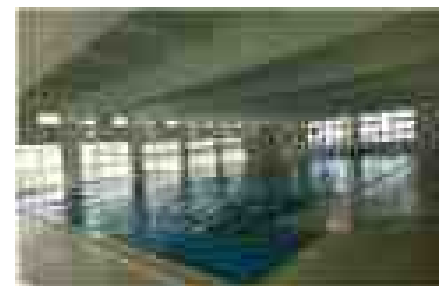
効果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編

鹿嶋市大野区域屋内温水プール いきいきゆめプール

老朽化した五つの小中学校のプールを一つの市民プールに集約化。学校授業の質の向上に貢献するとともに、利用者の健康増進効果も見込む

地方公共団体名 茨城県鹿嶋市 **人口** 約6.8万人

事業手法 学校プールと市民プールの集約化



中心市街地中核施設 Mallmall

まちなかにあった旧商業施設を公共施設にリニューアル。図書館を中心とした公共施設に複合化することで、子どもから大人まで年間延べ200万人が訪れる施設として再生

地方公共団体名 宮崎県都城市 **人口** 約16.5万人

事業手法 経営破たんした商業施設（旧ショッピングモール）を改修し図書館等の公共施設を移転して再生



出所：都城市提供

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備の推進

学校施設について、我が国の温室効果ガスの削減目標に貢献するとともに、学校施設を教材として活用した環境教育を推進するため、エコスクール化を推進する。

<総合的な事業タイプの整備事例>



<その他の事業タイプの例>

自然共生型

校庭芝生化 

省エネルギー・省資源型

高効率照明器具
人感センサー
昼光センサー 

節水型トイレ 

断熱ガラス
二重サッシ 

断熱材吹付 

老朽設備更新 
省エネ型空調機

エネルギー・CO2管理システム 

カーボンニュートラルに関する政府の動向等

令和2年10月

菅内閣総理大臣所信表明

「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」

	現在の計画	審議会の開催状況
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策計画 (平成28年5月13日閣議決定)	12月16日(第2回) 2050年カーボンニュートラルを巡る国内外の動きについて他
エネルギー基本計画	エネルギー基本計画 (平成30年7月3日閣議決定)	11月17日(第33回) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討 12月14日(第34回) 関係団体からのヒアリング 12月21日(第35回) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討
パリ協定に基づく長期戦略	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (令和元年6月11日閣議決定)	

現在の地球温暖化対策計画における建築物の省エネルギー対策(抜粋)

- 既存建築物の省エネルギー化(改修)
各種支援措置等により民間の省エネルギー投資を促進するなど既存建築物の省エネルギー・低炭素改修を促進する。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の推進
ZEBの実現と普及拡大を目指して、病院や学校等の主要な施設用途別のZEBのガイドライン作成等を行い、普及を促進する。こうしたZEBの普及促進を通じて、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。
- 高効率な省エネルギー機器の普及
LED等の高効率照明が2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目指すため、2016年度に白熱灯にトップランナー制度を適用するなど、照明のトップランナー基準を拡充すること等により、高効率照明の普及を促進する。

公立学校施設の整備

令和3年度当初予算額（案）688億円（前年度予算額 695億円）
＜令和2年度第1次補正予算額 57億円、第3次補正予算額 1,305億円＞



新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても**感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立**していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応

3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

防災・減災、国土強靱化 令和2年度 第3次補正予算

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**
(体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**
(長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)

体育館の断熱性を確保し空調を設置
避難所機能としても有効活用

バリアフリー化により
誰もが安心して学べる場に

普通教室・特別教室に空調を設置し、
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

ドライシステム化され、空調が整備
された給食施設
災害時にも有効活用（都市ガス、
プロパンガスの2WAY化など）

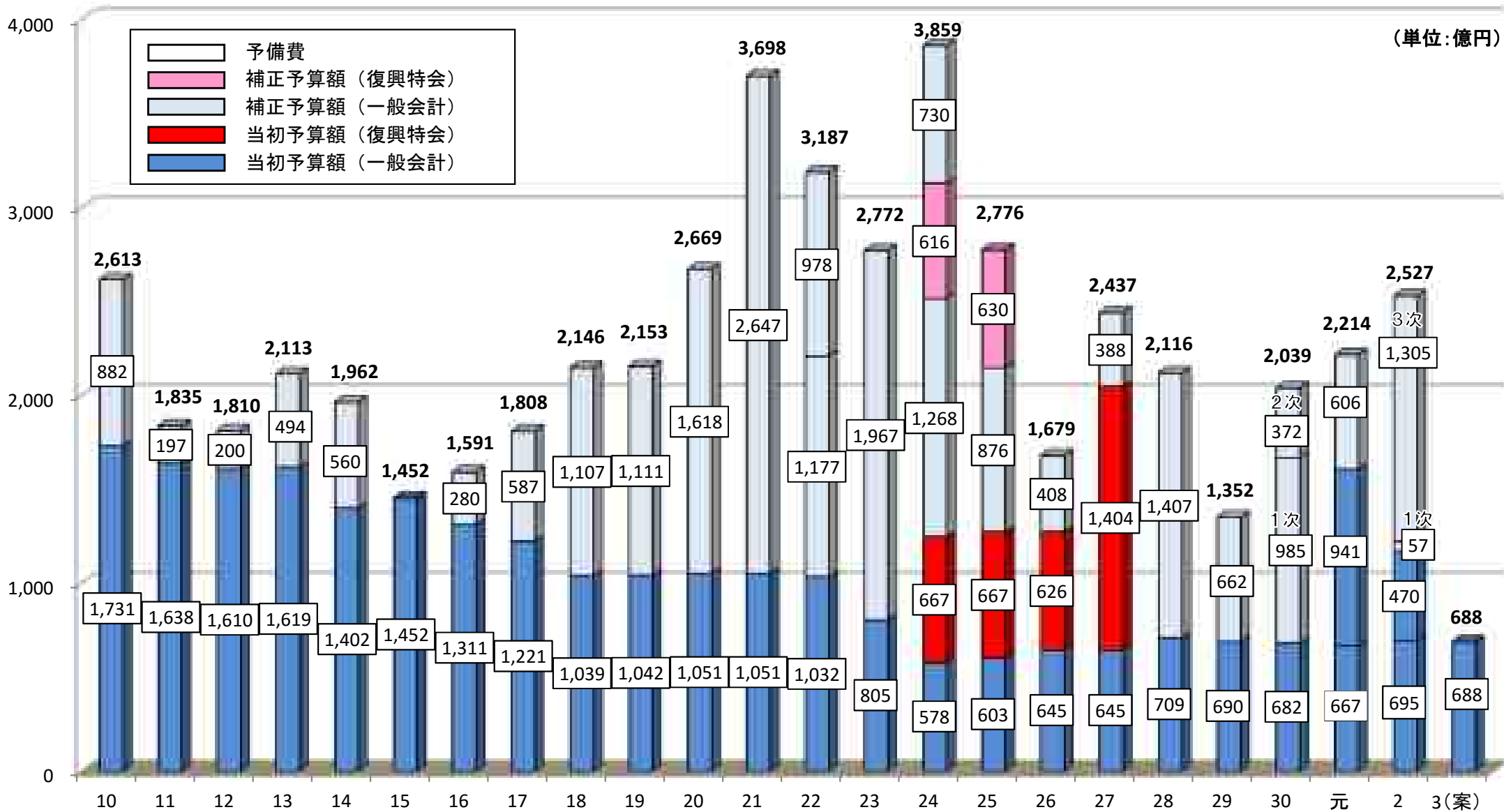
一人一台端末環境のもと
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、
3密を解消した学習の場として有効活用
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

具体的な支援策

- **制度改正**：バリアフリー化工事の補助率引上げ（1/3→1/2）
給食施設の空調設置工事補助対象化＜令和2年度第3次補正予算より措置＞
- **単価改定**：対前年度比 +4.6%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

公立学校施設整備費予算額の推移（平成10年度～令和3年度当初予算（案））



(注) 平成13年度、20年度、21年度、23年度の補正予算額は1次補正、2次補正、3次補正の合算(21年度については執行停止額を含む)。
 平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費(149億円)と東日本大震災復興特別会計予備費(581億円)の合算。
 端数四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 沖縄分については内閣府において計上。

【一般会計＋復興特会】 (単位: 億円)

	24	25	26	27
予備費	730			
補正予算	1,884	1,506	408	388
当初予算	1,246	1,271	1,271	2,049

学校施設整備指針の概要

- 学校は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことができる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要。
- このため、小学校、中学校、高等学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項について示した「学校施設整備指針」を策定。この指針では、
 - ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
 - ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
 - ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。



2. 学校施設整備指針の変遷

※小学校施設整備指針について記載

平成4年策定

「学校施設整備指針」の策定

平成13年改訂

学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂

平成15年改訂

学校施設の防犯対策、耐震化等の課題に対応した改訂

平成19年改訂

特別支援教育制度の導入に対応した改訂

平成21年改訂

学校施設の事故防止に対応した改訂

平成22年改訂

学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂

教育基本法改正による教育の目的・目標の明確化、学力の三要素のバランスのとれた育成、豊かな心や健やかな体の育成等を踏まえ、外国語活動への対応や理数教育環境、情報環境等について記載を充実

平成26年改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能強化、老朽化等の課題に対応した改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等について記載

平成28年改訂

義務教育学校の創設等の近年の社会変化に対応した改訂

義務教育学校の創設、学校施設と他の公共施設等との複合化、長寿命化対策等について記載

平成31年改訂

学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂

主体的・対話的な深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備や、情報活用能力の育成のためのICT環境の整備について、また地域との連携・協働の促進のための施設整備について等記載を充実

※平成30～令和4年にかけて、学校種別毎に順次改訂

平成30年 幼稚園、平成31年 小学校・中学校、令和3年 高等学校、令和4年 特別支援学校 ※下線部が今後の予定

最近の協力者会議の実績

年度	報告書等
21年度	①「新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～」(平成22年1月) ②「 <u>幼稚園施設整備指針</u> 」改訂(平成22年2月) ③「 <u>小学校施設整備指針</u> 」及び「 <u>中学校施設整備指針</u> 」改訂(平成22年3月)
22年度	④「すべての学校でエコスクールづくりを目指して～既存学校施設のエコスクール化のための事例集～」(平成22年5月) ⑤「 <u>高等学校施設整備指針</u> 」及び「 <u>特別支援学校施設整備指針</u> 」改訂(平成23年3月)
23年度	⑥「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」(平成23年9月)
24年度	⑦「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月) ⑧「 <u>学校施設整備基本構想の在り方について</u> 」(平成25年3月)
25年度	⑨「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成26年3月)
26年度	⑩「 <u>学校施設整備指針</u> 」改訂(平成26年7月) ⇒ 全学校種;防災機能に関する記述充実
27年度	⑪「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」(平成27年7月) ⑫「 <u>学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～</u> 」(平成27年11月) ⑬「 <u>学校施設整備指針</u> 」改訂(平成28年3月) ⇒ 全学校種;小中一貫教育に適した学校施設や学校施設の複合化等に関する記述追加・充実
29年度	⑭「 <u>これからの幼稚園施設の在り方について～幼児教育の場ふさわしい環境づくりを目指して～</u> 」(平成29年3月) ⑮「 <u>幼稚園施設整備指針</u> 」改訂(平成29年3月)
30年度	⑯「 <u>これからの小・中学校施設の在り方について～児童・生徒の成長を支える場ふさわしい環境づくりを目指して～</u> 」(平成31年3月) ⑰「 <u>小学校施設整備指針</u> 」及び「 <u>中学校施設整備指針</u> 」改訂(平成31年3月)
元年度	⑱「 <u>環境を考慮した学校施設づくり事例集</u> —継続的に活用するためのヒント—」(令和2年3月)

最近の学校施設整備に関する報告等

1. 文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集（令和2年3月）

- 学校施設等の文教施設は、急速な老朽化の進展により、維持管理費や更新費等の増大が見込まれる。
- 限られた予算で効率的・効果的な施設整備を行い、維持管理等の水準を向上させるためには、文教施設分野における積極的なPPP/PFI手法等の活用が求められる。
- 地方公共団体における文教施設分野の多様なPPP/PFI手法等の導入を促進するため事例集を作成。
- 検討する事業の類型別に索引・活用できるように以下の3編で構成
 - ・施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編
 - ・維持管理のみを行う先導的なPPP/PFI事業編
 - ・効果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編

<報告書目次>

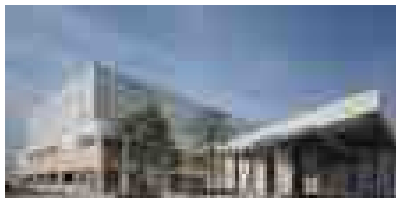
序章 調査研究の目的等

第1章 事例紹介

第2章 気を付けるべき主なポイント

<整備事例>

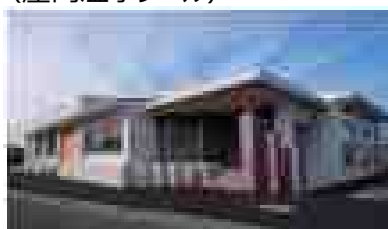
(複合化に関するPPP/PFI事業)



出典：まんのう町教育委員会資料

老朽化した中学校の建替えに合わせて図書館と体育館を新たに整備。業務に町内公共施設の保守点検も含め、施設の長寿命化を図るとともに維持管理を効率化

(屋内温水プール)



老朽化した五つの小中学校のプールを一つの市民プールに集約化。学校授業の質の向上に貢献するとともに、利用者の健康増進効果も見込む

2. 環境を考慮した学校施設づくり事例集 – 継続的に活用するためのヒント –（令和2年3月）

- 全ての学校において、環境を考慮した学校施設（エコスクール）づくりが推進され、継続的に活用されることを目的とし、地球温暖化など学校を取り巻く状況を踏まえ、エコスクールを継続的に活用するためのポイントや施設面・運営面・教育面の3つの視点ごとの取組事例を紹介。

<事例集目次>

第1章 エコスクールについて

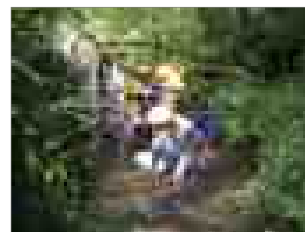
1. エコスクールを取り巻く状況
2. エコスクールの推進
3. エコスクールの活用

第2章 エコスクールの活用事例

(14事例を紹介)

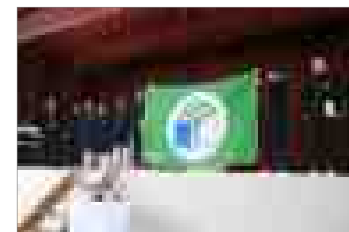
<活用事例>

(「環境サイン」と親水緑道を活かした地域連携による環境教育)



エコスクールの施設・設備を解説した「環境サイン」を校内各所に設置し、省エネ・木材利用等の環境に配慮して整備した校舎について、児童に分かりやすく見せる工夫をしている。また、隣接する篠田堀親水緑道を使い、自然との調和や環境への意識を醸成する教育を、専門家も参画しながら実施している。

(ゼロエネ校舎を活かしたエコ活動でグリーンフラッグ取得)



公立学校トップクラスの太陽光発電設備や外壁等の断熱化により、ゼロエネルギー化を目指したスーパーエコスクールであり、生徒自らがエコ活動を考案するなど、委員会活動を中心とした体制を構築している。その継続的な取組が評価され、グリーンフラッグを2回取得している。

最近の学校施設整備に関する報告等

3. 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について（平成27年11月）

～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～

- 今後、地方公共団体において、学校施設と他の公共施設等との複合化を検討する機会が増加していくことを踏まえ、複合化の特徴や課題を整理した取組事例を掲載。
- 学校施設の複合化に係る基本的な考え方や計画・設計上の留意事項等を提示。

<報告書目次>

- 第1章 学校施設の複合化に関する現状と課題
 - 1 公共施設マネジメントが求められる社会的背景
 - 2 学校施設の現状と複合化の需要の高まり
 - 3 学校施設の複合化の実施状況調査
 - 4 学校施設の複合化の特徴と取組事例
- 第2章 学校施設の複合化の在り方
 - 1 基本的な考え方
 - 2 域内の学校施設の計画に関する留意事項
 - 3 個別の学校施設の複合化に関する留意事項
- 第3章 国による支援等

<整備事例>

（施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化）



公共図書館との複合化により、豊富な資料を授業等で利用することが可能

（児童生徒と施設利用者との交流）



授業の一環として、老人デイサービスセンターの高齢者との交流を実施

4. 小中一貫教育に適した学校施設の在り方について（平成27年7月）

～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～

- 小中一貫教育の制度化の内容を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計上の留意事項を提示。
- 先行事例を掲載して、施設の計画・設計における留意事項についての具体的内容を分かりやすく解説。

<報告書目次>

- 第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方
 - 第1章 背景
 - 第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題
 - 第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方
 - 第4章 国による支援策
- 第2部 先行事例
 - 第1章 小中一貫教育を実施する学校施設の整備例
 - 第2章 先行事例における計画・設計の事例間比較

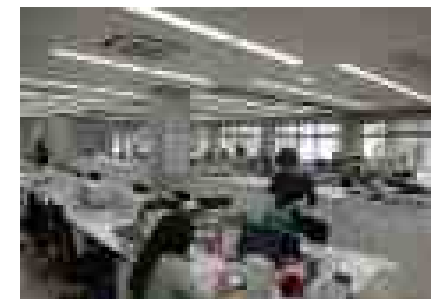
<整備事例>

（学年段階の区切りへの対応）



児童生徒の発達段階に応じた教室環境

（職員室の一体的な利用）



職員室、事務室を統合した校務センター

最近の学校施設整備に関する報告等

5. 災害に強い学校施設の在り方について (平成26年3月)

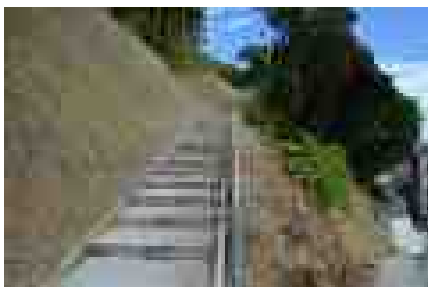
～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～

- 東日本大震災により避難所となった学校施設の利用状況や、津波被害が想定される地域における学校施設の防災機能強化の取組について、現地調査を実施。
- 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、それぞれ基本的な考え方や計画・設計上の留意事項を提示。

<報告書目次>

- 第1部 津波災害が想定される地域における学校施設の在り方について
 - 第1章 東日本大震災における学校施設の被害状況の検証
 - 第2章 津波被害が想定される地域における学校施設の在り方
- 第2部 地域の避難所となる学校施設の在り方について
 - 第1章 東日本大震災から浮かび上がった課題の検証
 - 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方
- 第3部 国による推進方策

<整備事例> (高台や屋上等への避難経路の確保)



学校の裏山までの避難路



屋外避難階段

6. 学校施設の老朽化対策について (平成25年3月)

～学校施設における長寿命化の推進～

- 昭和40年代後半から50年代にかけて整備された多くの学校が更新時期を迎えつつある状況。
- 老朽化した学校施設の再生整備の基本的考え方や推進方策について提示。

<報告書目次>

- 第1部 学校施設老朽化対策ビジョン
 - 第1章 学校施設を取り巻く現状と課題
 - 1 学校施設の役割
 - 2 学校施設の現状
 - 3 老朽化対策の必要性
 - 第2章 老朽化対策の基本的考え方
 - 1 目指すべき姿
 - 2 施策の方向性
 - 第3章 地方公共団体における再生整備の具体的な進め方
 - 1 PDCAサイクルによる施設整備
 - 2 組織体制の充実
 - 第4章 国による推進方策
 - 第5章 今後の検討課題
- 第2部 先進的な取組事例

<整備事例>

(長寿命化改修)



改修前

廊下と教室の間仕切りを撤去し、オープン型の教室に変更



改修後

7. 学校施設における事故防止の留意点について (平成21年3月)

- 学校施設内の様々な場所で発生する事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物及び遊具）について、計画・設計段階から利用段階までの各段階における学校施設の安全対策の考え方を提示。



(目次)

第1章 本調査研究の趣旨

第2章 学校施設における事故防止の基本的な考え方

- 1 事故防止に関する基本的な考え方
- 2 施設整備の各段階での事故防止の基本的な考え方
- 3 事故種別毎の基本的な考え方

第3章 事故防止の留意点

- 第1節 各室における留意点
- 第2節 各部における留意点（建物）
- 第3節 各部における留意点（建物以外）

8. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について (平成21年3月)

- 学校施設のエネルギー消費実態及びエネルギー消費の長期的展望等について調査研究。
- 既存の学校施設について、適切な教育環境を確保しつつ、環境への負荷を低減させる計画・設計上の方策等を提示。



(目次)

I 背景

II 学校施設におけるエネルギー消費等の実態

- 1 学校施設のエネルギー消費実態
- 2 学校施設のCO₂排出量推計

III 学校施設における地球温暖化対策の課題

- 1 学校施設のエネルギー消費の効率化
- 2 学校施設の質的改善と地球温暖化対策
- 3 建設時の環境負荷の低減
- 4 環境教育への更なる活用

IV 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策

9. 学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集 (平成21年3月)

- 学校施設の防犯対策に地域ぐるみで積極的に取り組んでいる学校や地方公共団体等の事例について分かりやすく解説。



(目次)

第1章 地域ぐるみで行う学校施設の防犯対策

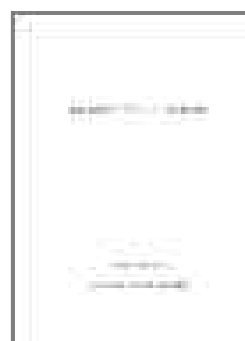
第2章 取組事例

第3章 事例から読み取れるポイント

- 1 学校施設安全マップと地域安全マップの活用
- 2 迅速かつ正確な情報の把握と共有化
- 3 防災・交通安全、文化振興等とあわせた包括的な活動
- 4 地域特性を考慮した担い手の活用
- 5 改善の必要性や緊急性等を検討し、すぐにできることから取組む
- 6 取組のきっかけとなるチャンスを活用
- 7 人との交流を保ちながら継続して取組むための工夫

10. 学校施設バリアフリー化推進指針 (令和2年12月)

- 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を提示。



(目次)

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

- 1 計画・設計上の基本的留意事項
- 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画
- 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画
- 4 使いやすく、安全で快適な各室計画